

新規就農のための ガイドブック

北海道で農業を始めたいあなたを応援します

2025



公益財団法人 北海道農業公社
北海道農業担い手育成センター

目 次

相談	1. 北海道農業の概要	1
	2. 就農までのステップ	6
	3. どんな農業を始めるか?	8
体験	4. 農業体験ってなに?	14
	5. 農業体験の申し込みは?	18
研修	6. 農業技術等の習得方法は?	20
	7. 研修中の助成は?	22
就農準備	8. 農業施設・機械等の取得は?	25
	9. 農地の確保はどうやって?	26
	10. 酪農は初期投資が大きいが何かよい手は?	29
	11. 認定新規就農者とは?	30
	12. 農業経営開始の資金は?	31
	13. 軌道に乗るまでの資金は?	32
就農開始	14. 宮農計画や経理は?	33
	15. 農業者の年金制度は?	34
	16. 災害や価格低下に備えるには?	35
	17. 農村の生活は?	36
	18. 農畜産物の出荷先は?	38
	19. 第三者農業経営継承とは?	39
参考資料	20. 新規参入者の人数と就農地は?	40
	21. 就農するために準備した自己資金は?	41
	22. 農地の価格は?	41
	23. 法人が農業に参入するには?	42
	24. 相談できる催しは?	43
	25. 就農を支援する組織はどこ?	44
	26. 地域担い手育成センターの連絡先はどこ?	47
	27. 北海道の交通網は?	50
	28. 市町村や農協の場所はどこ?	54

1. 北海道農業の概要

(1) 北海道農業の特色

北海道の農業は、専業的な農家が主体になって、恵まれた土地資源を生かしながら効率的に行なわれています。

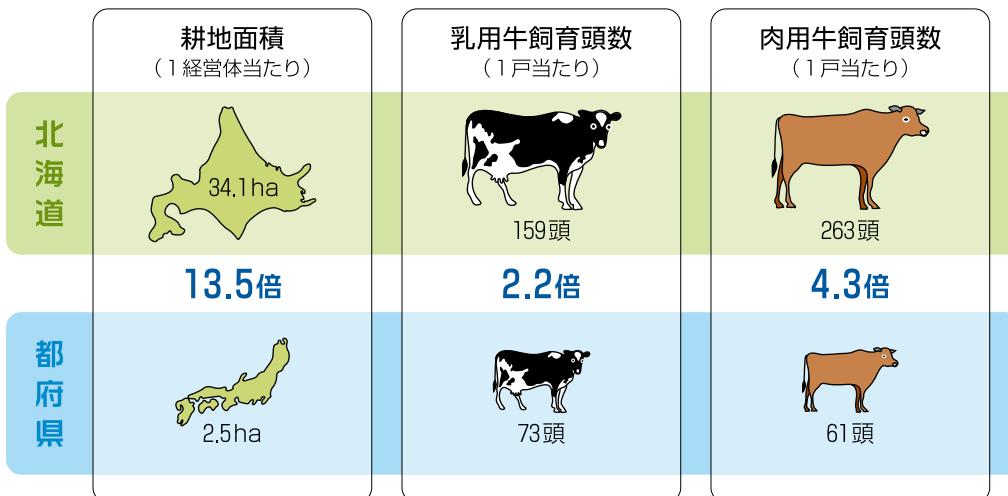
北海道は、寒冷で積雪期間が長いなどの厳しい自然条件下にありますが、明治以来、欧米の近代的な農業技術の導入や独自の新技術の開発などにより、気象条件に左右されることの少ない安定的な農業を育てる努力を続け、稲作、畑作、野菜、酪農、肉用牛などによる北方型農業を形成しています。

ア. 生産量が全国トップクラスの北海道の農畜産物とシェア（令和5年）



出典：農林水産省「作物統計」「牛乳乳製品統計調査」「畜産物流通調査」

イ. 本道と都府県の農業の比較（令和6年）



出典：農林水産省「農業構造動態調査」「畜産統計調査」

- 1ha(ヘクタール)=10,000m²=100m×100m
- 札幌ドーム建築面積 約5.5ha

(2) 地域ごとの農業の特徴【どこで、何を?】

適地適作を基本に振興作目やブランド化が図られ、各地域に産地が形成されています。

従って「どこで農業をやるか」は、「何をやりたいか」によって就農希望地が絞られてきます。

適地は気候を含めた環境に影響されます。

札文

利尻

焼尻

天売

りんご

ゆり

はくさい

札幌

支笏湖

洞爺湖

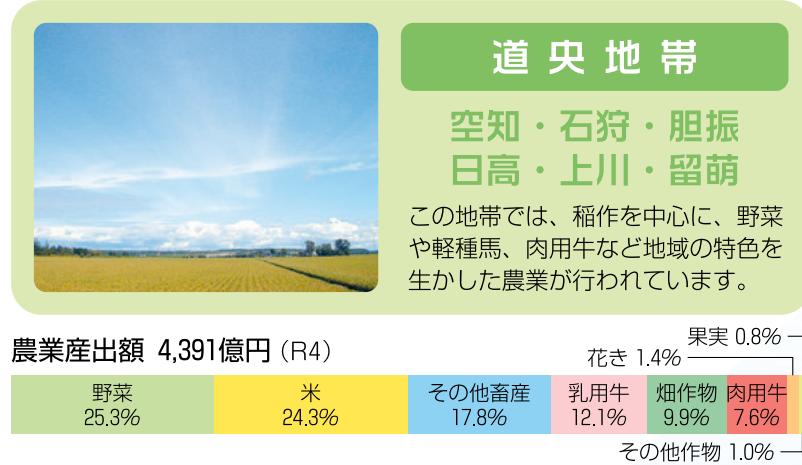
肉牛

室蘭

奥尻

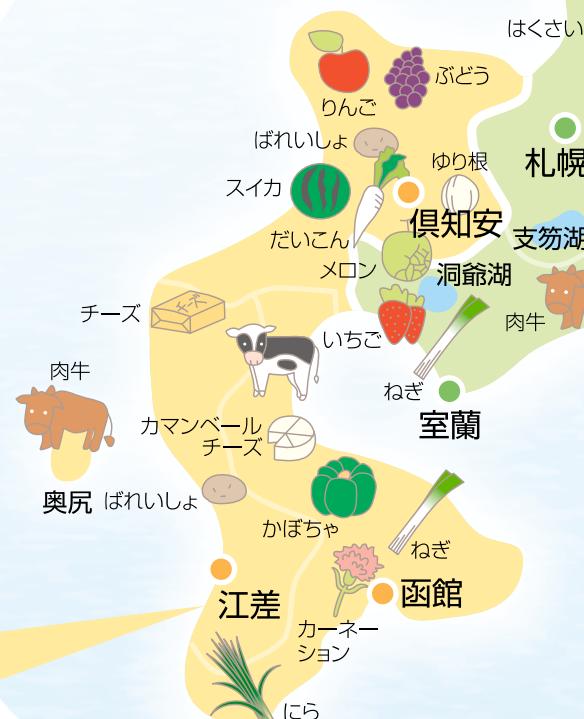
江差

函館



畑作物って何?

麦類、豆類、馬鈴しょ(ジャガイモ)、てん菜の4品を畑作物と呼びます。



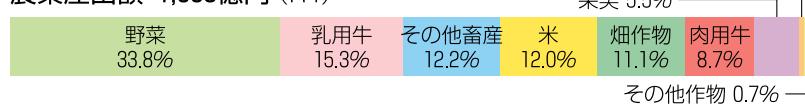
道南地帯

後志・渡島・檜山

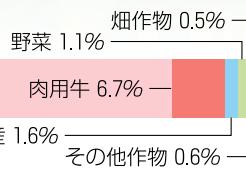
この地帯では、稻作や施設園芸、畑作、果樹などの集約的な農業が行われています。



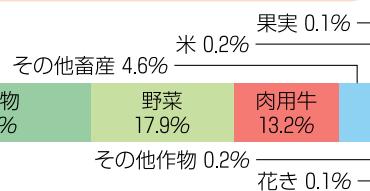
農業産出額 1,008億円 (R4)



農業産出額 2,383億円 (R4)



農業産出額 5,136億円 (R4)

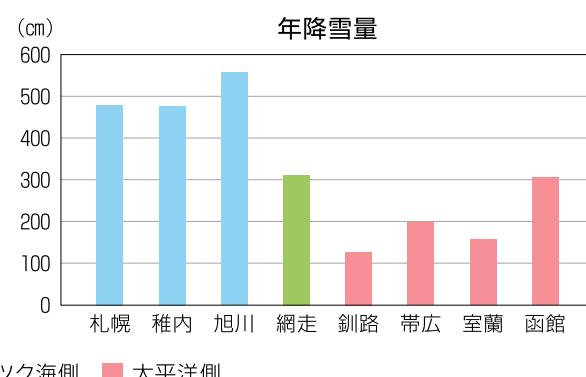
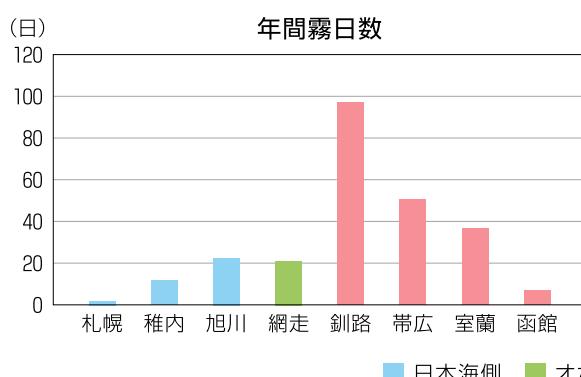
**道東(畑作酪農)地帯****オホーツク・十勝**

この地帯では、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょを中心とした大規模で機械化された畑作や酪農畜産が行われています。

(3) 北海道の天候の概況【どこで?】

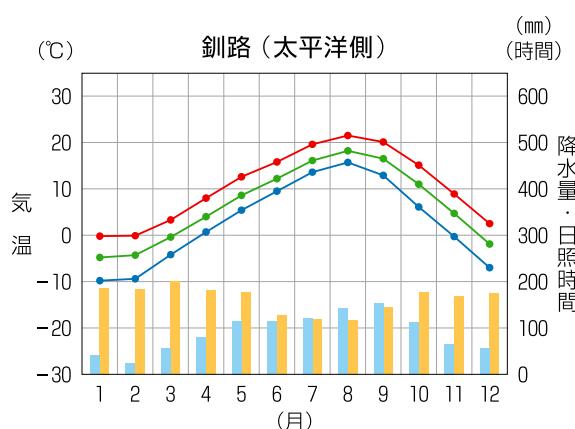
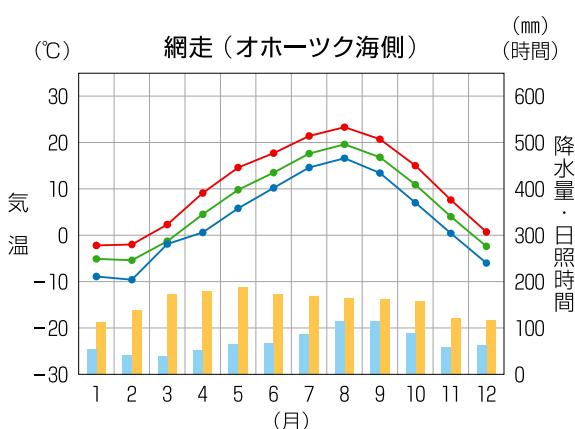
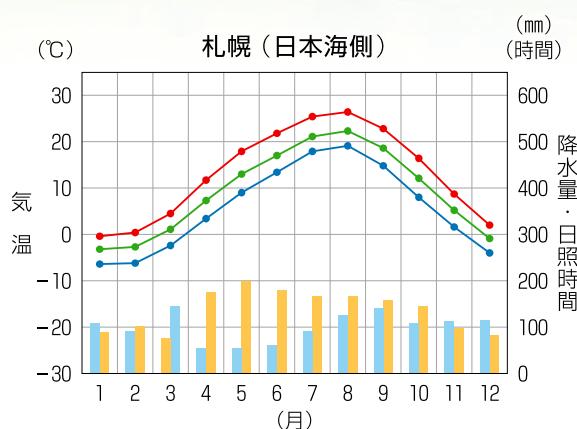
北海道は太平洋、日本海、オホーツク海の特性の異なる三つの海に囲まれていて、大雪山系や日高山脈などの地形により、地域によって大きく異なる気候特性を持っています。

北極や大陸からの寒気の影響を強く受ける冬には、日本海側で曇りや雪の日が多く、太平洋側では晴れの日が多くなります。オホーツク海側はその中間的な特徴を持っています。夏には本州と同様に太平洋高気圧に覆われる時期もありますが、太平洋側の海岸部では霧の日が多いのも特徴です。



〈札幌・網走・釧路・東京・大阪の凡例〉

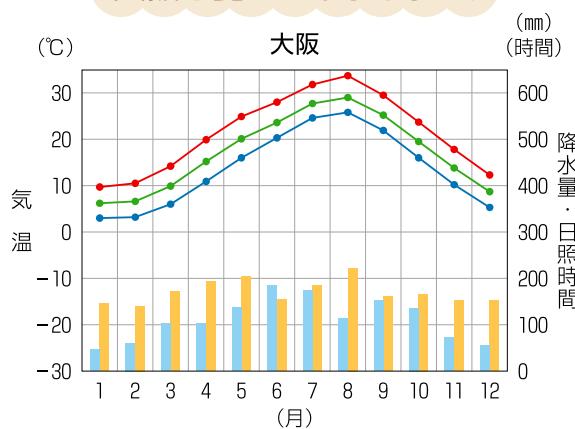
- 最高気温
- 降水量
- 平均気温
- 日照時間
- 最低気温



東京と比べてみましょう！



大阪と比べてみましょう！



各図は1991～2020年の30年間での平年値

北海道内の各気象観測地点の気象グラフは、札幌管区気象台ホームページの「北海道地方の天候の特徴」から検索できます。

気候は生活する上でも重要なので、就農したい地域の気候を事前に知っておきましょう。

出典：札幌管区気象台ホームページ、東京管区気象台ホームページ、大阪管区気象台ホームページ

Ⅱ. 就農までのステップ

農業を始めたい人は、何をどうしたら良いか分からず人から、豊富な農業経験や考えを持った人まで、十人十色です。従って、就農するまでのステップは人によってスタート地点が変わります。ご自身のスタート地点から次のステップへ進みましょう。

ステップ	就農相談	農業体験	就農
窓口	北海道農業公社 	地域担い手育成センター	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業を始めるイメージを描くための情報提供 (どんな形で、どんな農業を、どこでやるか。資金や支援制度などは?) ■ 農業体験などの紹介 (各市町村の特色や作目、体験期間、条件など提供) ■ 希望市町村や作物が決まつていれば、該当情報の提供や紹介 ■ 農業法人や酪農ヘルパーの紹介（無料職業紹介所） ■ その他農業に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村等の具体的な農業情勢や生活環境 ■ 市町村等の具体的な農業体験の内容や条件 ■ 市町村等の具体的な新規就農希望者のサポート体制や支援制度 ● 市町村の受入条件に適合しているか確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農村生活や農作業などを体験し、農業に適しているか見極め ■ 地域の生活環境を確認 ■ 農業を始める覚悟が決まれば、独立就農か雇用就農を選択 ■ 独立就農の場合は、地域担い手育成センターと相談し、合意すれば就農研修開始に向けた打合せ ■ 雇用就農の場合は、求人している農業法人等へ
ポイント	イメージを描き農業を始める判断をする期間 家族と情報を共有し、一緒に相談や体験することが大切 会社（今の仕事）を辞める判断は、農業を始める決断をした後で		意欲・情 生産技術・ 100%就農を



キーワード検索	● 相談したいときは？ ⇒ P43～49		● 農業体験ってなに？	● 技術の習得
	● どんな形で農業を始めるか？	● 独立就農 ⇒ P 8～9	● 意義と心得 ⇒ P14	● 野菜の例
		● 雇用就農 ⇒ P 8～11	● 一日の作業 ⇒ P15	● 酪農の例
	● どんな農業を始めるか？	● 農業の特色 ⇒ P 1	● 年間の作業 ⇒ P16～17	● 経営継承
		● 作物の収益性 ⇒ P12	● 農業体験の申し込みは？	● 研修中の助
		● 営農タイプ ⇒ P13	● 市町村 ⇒ P18	● 資金
	● どこで農業を始めるか？	● 地域の特徴 ⇒ P 2～3	● インターンシップ ⇒ P18	● 市町村等
		● 地域の気候 ⇒ P 4～5	● 酪農ヘルパー ⇒ P19	● 当公社
			● 1日農業バイト ⇒ P19	

研修	就農準備	宮農開始	農業を始める人に期待されること
(市町村等)			
習得し経営者着けるための 関係機関との ーション (農家研修、研 ど) (酪農ヘルパー、 農家研修、研 場合は研修前 渡方法等を合意	<ul style="list-style-type: none"> ■就農が確実となった段階で青年等就農計画を作成し市町村に申請 ⇒ 認定新規就農者へ ■宮農基盤（住宅、農地、施設機械、家畜、資材等）の確保 ■資金の確保 ■事業・制度の利用 ■経営継承の場合は資産等の譲渡準備 	<ul style="list-style-type: none"> ■生産計画と実績チェック ■作業計画、実践、記録 ■家族の役割分担、決め事 ■パート確保と作業依頼 ■技術と経営情報の入手 ■農業簿記の記帳 ■各種組織への加入 ■農村社会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■農作物の生産（量と質） ■地域農業（特産品）の振興 ■地域住民との調和 ■地域活動（農事組合、共同作業、青年部、消防団、イベント行事、冠婚葬祭など）への参加協力 ■新規参入者の経験を活かした地域の活性化 ■将来のリーダー
熱・調和	段取り 8 部、成功の秘訣	ゴールでなくスタート	農業を始める人が成功するポイント
経営者能力	念入りに家族で計画	夢を叶えるのはこれから	
保証しない	サポートチームと密に連携	家族や地域と親密に	



参考資料

は？	●施設機械は？ ⇒ P25	●資金は？ ⇒ P31～32	●経営継承は？ ⇒ P39
⇒ P20	●農地の確保は？ ⇒ P26～28	●経理は？ ⇒ P33	●新規参入者の状況は？ ⇒ P40
⇒ P21	●酪農の事業は？ ⇒ P29	●年金は？ ⇒ P34	●自己資金は？ ⇒ P41
⇒ P39	●就農計画は？ ⇒ P30	●保険制度は？ ⇒ P35	●農地の価格は？ ⇒ P41
成は？	●経営開始資金は？ ⇒ P31	●農村の生活は？ ⇒ P36～37	●法人の参入は？ ⇒ P43
⇒ P22～23		●出荷先は？ ⇒ P38	●支援組織は？ ⇒ P44～46
⇒ P24			●就農相談は？ ⇒ P47～49
⇒ P24			●交通網は？ ⇒ P50～53
			●市町村・農協はどこ？ ⇒ P54～57

三 どんな農業を始めるか？

(1) 農業を始める方法

ア. 農業を始める方法は二つ

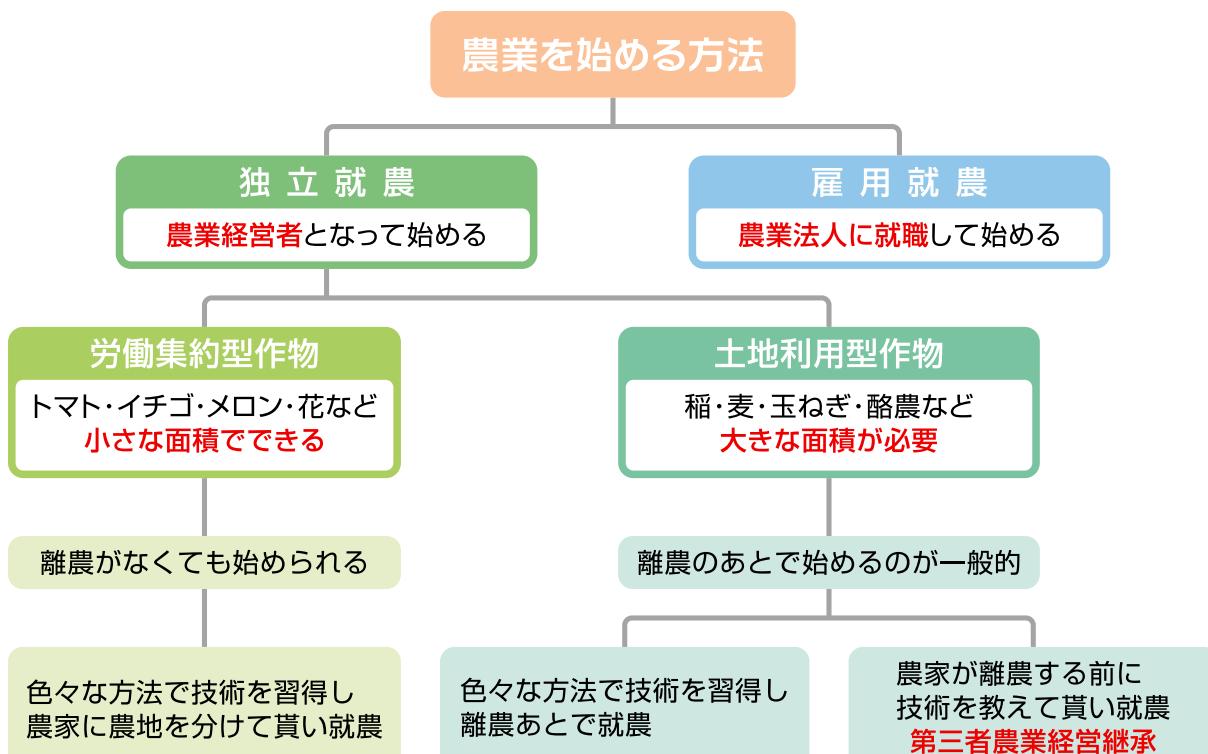
- ①独立就農 → 農業経営者となって始める～個人事業主
 - ・知識や技術の習得、経営基盤（農地、施設、機械）の確保、資金の調達などが必要
- ②雇用就農 → 農業法人などに就職して始める～農業サラリーマン
 - ・初心者でも農業法人に採用されれば、その日から従業員として農業を始めることが可能

イ. 作物の違いによる独立就農の特徴

- ①労働集約型作物（トマト、イチゴ、メロン、花など）→ 小さな面積でできる農業
 - ・小さな面積に労働を集約し、ハウスなどで手作業により高収益作物を栽培
 - ・単位面積当たりの収益性が高いため、小さな面積でも農業所得を確保
 - ・農地や施設機械の投資が小さいため、都市近郊で始めることが可能
 - ・農地は、既存農家からの分譲でも確保できるため、計画的な就農が可能
- ②土地利用型作物（稻、麦、玉ねぎ、酪農など）→ 大きな面積が必要な農業
 - ・大きな面積を機械化によって管理し、あまり人手のかからない作物を栽培
 - ・単位面積当たりの収益性は低いが、大きな面積により農業所得を確保
 - ・農地や施設機械の投資が大きくなるため、農地価格の低い地域で始めるのが一般的
 - ・大きな農地や施設が必要なため、離農あとで始めるのが一般的

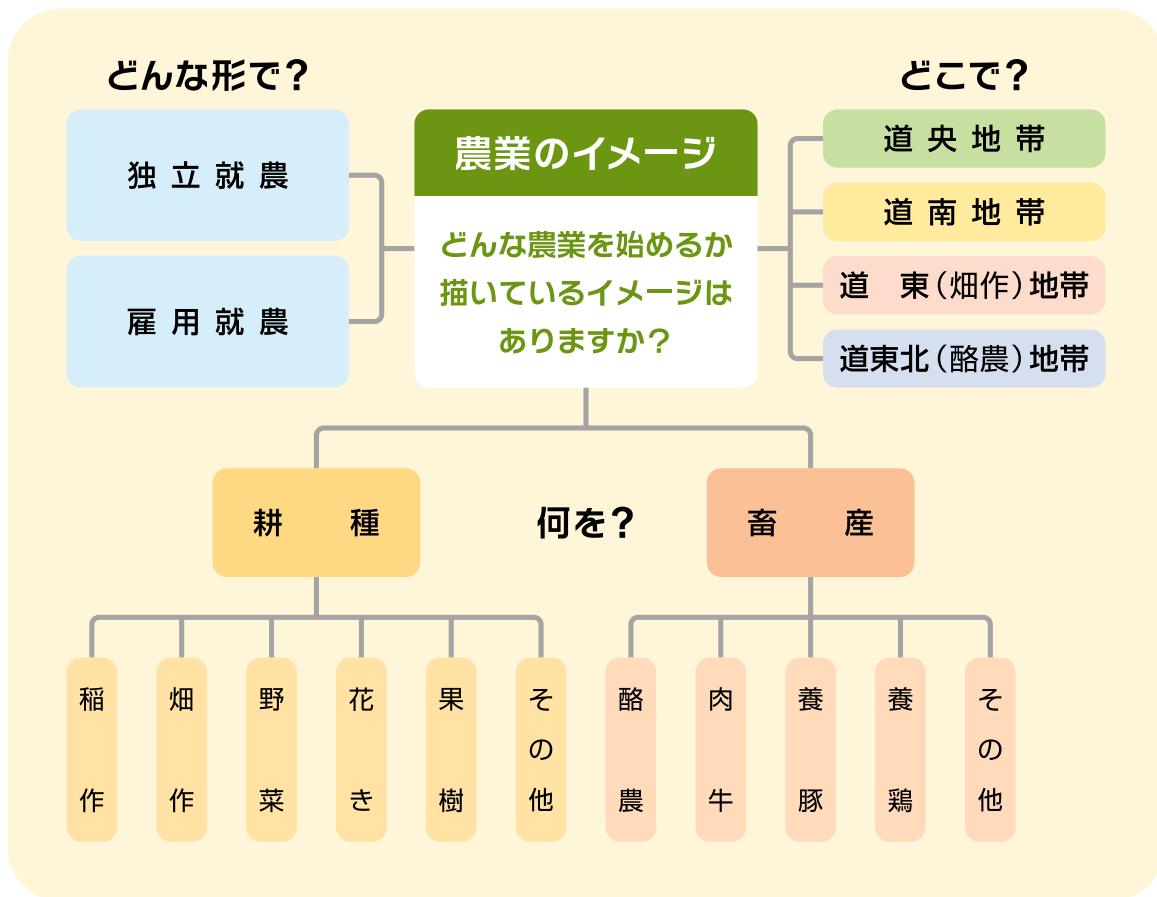
ウ. 第三者農業経営継承とは（P39参照）

- ・離農予定農家から技術を教えて貰い、離農と同時に資産を譲り受け就農する方法
- ・就農する農場で培った技術を学べる利点がある一方で、人間関係の難しさもある
- ・大きな農地や施設機械を必要とする土地利用型作物での事例が多い



(2) 始めたい農業のイメージを作りましょう！

どんな形で、何をどこで始めたいのか、就農相談や情報収集を踏まえて、家族で検討することが大切です。



人によって向き不向きもあるようです。

独立就農の場合

成功する人	失敗する人
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション力のある人 ● 人の話を聞くことができる人 ● 仲間に助けを求めることができる人 ● ビジョンがあり、現状を認識する問題意識を持ち、自ら積極的に行動できる人 ● 決断力のある人 ● 目標達成のための計画を立てられる人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受け身な人、ビジョンや目標のない人 ● 人の話を聞かない、聞けない人 ● 自ら考えないで、人任せ、何かあつたら人のせいにする人、他人のお膳立てをあてにする人 ● 現状が理解できない人、問題意識がない人 ● 生産技術を習得する対応力や吸収力がない人

雇用就農の場合

成功する人	失敗する人
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業に対する情熱、意欲のある人 ● 状況に応じた挨拶ができる人 ● 疑問に思ったらすぐに聞くことができる人 ● 好奇心、探究心、向上心のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の人との付き合いが悪い人 ● 基本的な挨拶ができない人 ● 疑問に思ってもその場で聞かない人 ● 現状に甘んじている人

(3) 雇用就農の流れ〔どんな形で?〕

当ガイドブックは独立就農を中心に構成されていますので、ここで雇用就農について触れておきます。

ア. 雇用就農とは

農業法人などに就職して農業を始めるのを「雇用就農」と呼んでいます。

雇用就農は、農業法人に採用されれば、その日から従業員として農業を始めることができます。

収入は法人から支払われる給料です。いわば、農業サラリーマンです。

イ. まずは農業体験を

農業法人で農業体験できる場として「農業インターンシップ（P18）」があります。自らの農業適性を確認し、知見を深めましょう。ライフスタイルに合わせて2日から6週間の範囲で体験することができます。

農作業だけでも体験したい場合は、「一日農業バイト（P19）」がお勧めです。

ウ. 就職活動の注意点

農業法人への就職は、法人が求める条件（普通自動車免許はほぼ必須）などをクリアし、採用されることが必要です。農業法人関係の求人情報サイトや企業説明会などで情報収集しましょう。

作目によっては冬期間従事できない期間があり、季節雇用となる場合もあります。仕事は農作業ばかりでなく、加工や販売など農業法人によって異なります。従って、就業条件などをよく確認することが大切です。

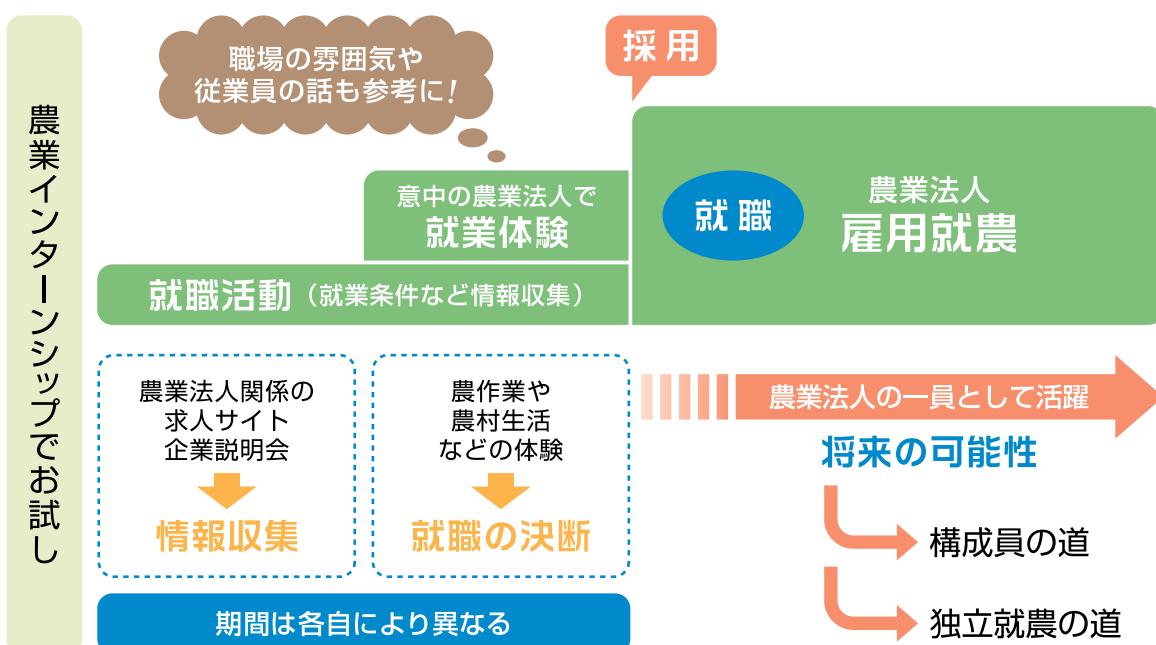
意中の農業法人と出会うことができれば、農場を訪れて就業体験することをお勧めします。

その際は、職場の雰囲気や同僚となる従業員のお話を聴き、生活環境なども確認しましょう。

エ. 晴れて農業法人の一員

採用が決まつたら、農業法人の一員として活躍できるようにスキルアップしましょう。

将来の可能性として、構成員の道や独立就農の道があります。



雇用就農（農業法人への就職）の流れ

(4) 雇用就農の求人検索方法

ア. 北海道農業担い手育成センターの求人情報

- ①右のQRコードを読み取る
- ②まず正社員かパートで絞り込む
- ③次は個々の希望の優先順位で絞り込む

例えば次のような項目

- やりたい作目
- 住みたい場所
- 仕事内容、メッセージが希望に合っているか
- 給与、賞与、昇給、手当、退職金など金銭関係
- 休日、労働時間、休憩時間、残業など時間関係
- 社会保障、住居施設など福利厚生
- 障害者受入、独立支援など個々の事情

- ④意中の求人が見つかれば、直接求人先に連絡
- ⑤就業体験して、職場環境や生活環境を確認



スマートフォン画面の例

イ. ハローワークの求人情報（ハローワークインターネットサービス）

- ①下のQRコードを読み取り、右記の画面に記入例を参考に入力し希望する求人を絞り込む



- ②該当する農業法人等の一覧が表示されるので、詳しく見たい場合は、求人票や詳細を選択し内容を確認

- ③意中の求人が見つかれば、ハローワークに連絡（オンライン自主応募可と表示された求人はオンラインでの応募が可能）

スマートフォン画面の例

正社員希望の場合はフルタイムに✓
都道府県単位に市町村を5か所まで選択可能、3反復15か所の選択可

「職業を選択」から「農業・林業・漁業」を選び、「稲作・畑作・園芸等」や「養畜・動物飼育等」に✓し決定

最後に検索をクリック

(5) 作物の収益性〔何を?〕

作目・品目別の経営収支の目安(10a当たり)

作目	収量(kg)	単価(円/kg)	生産額(円)	変動費(円)	貢献利益(円)	労働時間(H)
水稻・畑作	米(成苗ポット)20ha規模	570	196.7	117,117	37,460	79,657
	秋まき小麦(45ha規模)	600	146.0	87,600	39208	48,392
	ばれいしょ食用	2,700	56.2	155,250	89279	65,971
	大豆	260	305.4	79,404	20,828	58,576
	小豆	240	314.2	75,408	20,101	55,307
	てんさい(移植)	6,200	18.2	112,840	43,626	69,214
野菜	そば	100	552.0	55,200	19,702	35,498
	トマト(ハウス夏秋どり)	10,000	354.0	3,540,000	940,004	2,599,996
	ミニトマト(ハウス夏秋どり)	6,500	683.0	4,439,500	1,247,916	3,191,584
	きゅうり(半促成長期どり)	16,000	255.0	4,080,000	1,149,057	2,930,943
	ピーマン(ハウス長期どり)	8,000	345.0	2,760,000	638,040	2,121,960
	メロン(ハウス半促成)	2,600	494.0	1,284,400	431,165	853,235
	かぼちゃ(露地・ポリ鉢)	2,000	130.0	260,000	119,791	140,209
	いちご(ハウス夏秋どり)	3,800	1,861.0	7,071,800	4,312,082	2,759,718
	スイートコーン(トンネル早熟)	1,100	276.0	303,600	67,325	236,275
	たまねぎ(春まき)	5,500	94.0	517,000	224,696	292,304
	ねぎ(早春まきハウス)	3,000	444.0	1,332,000	314,282	1,017,718
	はくさい(春まきトンネル)	8,000	104.0	832,000	402,932	429,068
	キャベツ(晩春まき8月どり)	6,000	81.0	486,000	134,032	351,968
	ほうれんそう(早春まきハウス)	1,200	601.0	721,200	132,286	588,914
	ブロッコリー(初夏まき9月どり)	1,000	428.0	428,000	208,476	219,524
花き	アスパラガス(ハウス立茎)	2,000	1,160.0	2,320,000	307,589	2,012,411
	だいこん(春まき)	4,500	92.0	414,000	205,278	208,722
	にんじん(春まき)	2,500	129.0	322,500	195,499	127,001
	スターチス(シアヌーク)	73,000本	49/本	3,577,000	1,285,737	2,291,263
	トルコギキョウ	18,000本	144/本	2,592,000	1,128,323	1,463,677
果樹	カーネーション(スプレー系)	60,000本	56/本	3,360,000	1,286,585	2,073,415
	デルフィニウム	31,500本	116/本	3,654,000	1,508,374	2,145,626
	ゆり(オリエンタル系)	10,600本	233/本	2,469,800	1,077,401	1,392,399
	りんご(わい化栽培)	2,400	204.0	489,600	105,429	384,171
果樹	ぶどう(無加温施設・生食)	1,350	600.0	810,000	186,424	623,576
	おうとう(雨よけ施設栽培)	600	1,600.0	960,000	129,723	830,277
	ブルーン	1,500	500.0	750,000	165,637	584,363

出典：北海道農業生産技術体系第5版（北海道農政部編）

注1：生産額には副産物収入も含む

注2：変動費の内訳は、肥料費、種苗費、農薬費、諸材料費、動力燃料費、賃料料金

注3：貢献利益は生産額から変動費を引いた値で、固定費（減価償却費など）は引かれていない

(6) 宮農タイプ〔何を?〕

	作目・規模 (面積・頭数)		機械施設装備等			販売額 (千円)	所得額 (千円)	労働時間 (h)
施設野菜 (トマト)	耕地面積 トマト	1.2ha 40a	育苗ハウス 栽培ハウス 農舎	7.5m×66m 7.5m×66m	1棟 7棟 1棟	販売額 14,960	所得額 4,200	自家労働時間 3,640
	計	40a	トラクター フロントローダー ロータリー	50ps	1台 1台 1台	単位生産量 1,100kg/a 単価	経営費 10,760 雑収入	雇用労働時間 230
	栽培ハウス面積	40a	温風暖房機 温水ボイラー 動力噴霧機 管理機(畦立機)	80,000kcal 33,000kcal	5台 1台 1台 1台	340円/kg	0	
	労働力	2人	軽トラック		1台	※初期投資額は概ね3,000万円必要です。 但し、機械等の新品・中古、補助事業の活用により 数字は変動します。		
	耕地面積 ミニトマト(促成) ミニトマト(抑制)	1.2ha 50a 50a	育苗ハウス 栽培ハウス 農舎	7.5m×50.4m 6.5m×50.4m	3棟 15棟 1棟	販売額 25,275	所得額 5,765	自家労働時間 3,600
	計 栽培ハウス面積	100a 50a	トラクター ロータリー マニュアスプレッター 温風暖房機 温水ボイラー 動力噴霧機 管理機(畦立機)	30ps	1台 1台 1台 5台 1台 1台 1台	単位生産量 750kg/a 単価	経営費 19,510 雑収入	雇用労働時間 5,000
労働力	自家2人 雇用5人		軽トラック		1台			

出典：北海道内市町村の事例より

	作目・規模 (面積・頭数)		機械施設装備等		販売額 (千円)	所得額 (千円)	労働時間 (h)
酪農	耕地面積 畜産用地 計	41.4ha 10.0ha 51.4ha	畜舎 倉庫 乾草庫 サイロ	673m ² 406m ² 97m ² 1.0基	販売額 34,507 生乳販売 30,082	4,231	自家労働時間 4,781
	搾乳牛 育成牛 計	41.3頭 23.8頭 65.1頭	搾乳機器 トラクター 貨物自動車 牧草収穫機 糞尿処理機	1式 4.0台 1.7台 1式 1式	仔牛販売 3,329 堆肥販売 1,096		男：3,288 女：1,493
	搾乳牛1頭当たり 乳脂肪分3.5%換算乳量	8,917kg					雇用労働時間 323
	乳脂肪分3.5%換算乳価	81.68円					
	搾乳牛1頭当たり生乳価額	728,378円					
	出荷乳量	314.5 t					
	労働力	2.4人 (男1.4、女1.0)	*乳飼比	36.5%		*減価償却費 7,205	

出典：農林水産省畜産物生産費統計2022年度生乳生産費（北海道における30～50頭未満の経営体44戸）

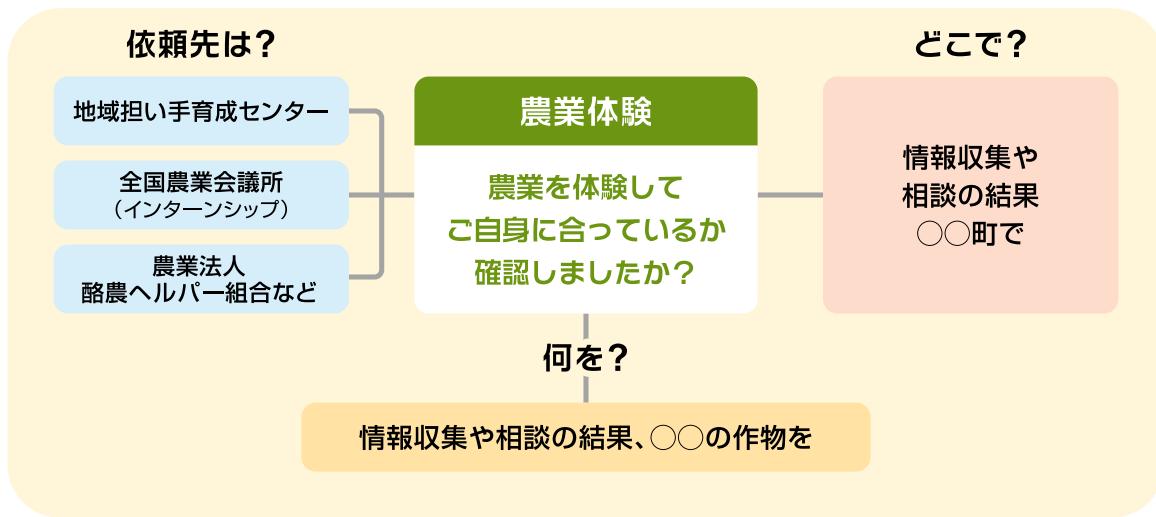
注1：ここで言う乳価は酪農家の手取り乳価です（メーカー支払乳価 + 各種補助金 - 経費(集乳、検査、販売等)）

注2：乳飼比とは、乳代に対する購入飼料費の割合です（乳飼比 = 購入飼料費 / 乳代 × 100）

注3：減価償却費とは、固定資産の購入費用を耐用年数に応じて分割して計上する費用です

4 農業体験ってなに？

農業のイメージが出来たら、イメージした農業を体で感じてもらうため、農業体験することが大切です。体験場所は、受入条件を確認し、次のステップなどを考えて選定しましょう。



(1) 農業体験の意義

受入農家（受入機関）で実際の農作業を体験します。全く農業経験のない方は、農業体験した上で農業を始める決断をすることが大切です。生業として作物を栽培し、家畜を育てるとの適性（そのこと自体に興味があり何より好きであること）を身体で確かめ判断してください。

また、農作業ばかりでなく受入農家（受入機関）と接することで農業の喜びや厳しさ、農家の生活、新規就農希望者のサポート内容、市町村の歴史や開拓史なども知ることができます。体験が終わったら、その市町村のショッピング街や役場、学校、病院など生活環境も見ておきましょう。

(2) 農業体験の心得

- ①体験の実施に当たっては、受入農家（受入機関）の指示に従ってください。
(約束時間、作業や休憩時間、作業内容、服装、喫煙場所、体験期間中の生活など)
- ②体験中わからないことは、受入農家（受入機関）に積極的に聞いてください。
(休憩時間などをを利用して、農業経営や栽培技術、農家生活など)
- ③農作業はとにかく一生懸命に、気持ちいい汗を流してください。
(日頃使わない筋肉を使うので筋肉痛になりますが、数日で慣れれます。)
- ④体験者も気をつかいますが、受入農家（受入機関）も気をつかっていますので、お互いが気持ちよく過ごせるようにご協力ください。
(礼儀、朝夕の挨拶、体験態度、コミュニケーションなど)
- ⑤農作業事故がないように十分に注意してください。
(作業機や家畜には許可なく近づかないこと、十分に注意して作業することなど)
- ⑥体調不良を感じたときは、無理せず速やかに受入農家（受入機関）に伝えてください。
(花粉症、アレルギー、風邪、持病など)
- ⑦体験にあたって準備するもの
(受入農家（受入機関）が準備している場合もあるので事前に相談してください。)

(3) 一日の農作業例 こんな農作業を体験したり見ることができます。

酪農		野菜(トマト 7~9月頃)	
4:30	●起床	4:30	●起床
5:00	●牛の観察 ●放牧の場合は牛を入れる ●牛舎掃除(残したエサ、牛床通路) ●エサやり	5:00	●収穫作業
6:00	●搾乳	6:00	
7:00	●子牛のミルクやり ●放牧の場合は牛を放す ●ミルカー洗浄 ●牛舎掃除(牛床や通路)	7:00	
8:00	●朝食 ●休憩	8:00	●朝食
9:00		9:00	
10:00		10:00	●休憩
11:00	●牛関係の作業 ●牛の観察 ●牛のブラッシング ●エサやり ●分娩対応(夜もあり) ●獣医さんの診療 ●人工授精師さんの授精	11:00	●出荷作業 ●収穫したトマトを軽トラックに積み選果場に運ぶ。
12:00	●昼食 ●休憩	12:00	●昼食
13:00	●飼料関係の作業 ●サイレージの取出し ●サイレージ調製(収穫時期のみ) ●電牧柵の下草刈り(放牧農家のみ)	13:00	●管理作業 ●誘引作業(イボ竹、ひも誘引) ●芽かき作業(不要な腋芽を除去) ●摘果(ミニトマトは摘果しない) ●摘葉作業(玉出し作業)
14:00	●施設関係の作業 ●施設整備など大工仕事 ●石灰塗布 ●ペンキ塗装 etc.	14:00	●交配作業(単為結果品種は不要) ●ホルモン処理 ●送風振動受粉 ●マルハナバチ管理
15:00	●休憩	15:00	●休憩
16:00	●牛の観察 ●放牧の場合は牛を入れる ●牛舎掃除(残したエサ、牛床通路) ●エサやり	16:00	●灌水・追肥 ●液肥を調整し、かん水チューブ・
17:00	●搾乳	17:00	●防除作業(週に1回程度) ●減農薬防除(クリーン農業推進) ●土壤病害対策(還元消毒、温湯消毒)
18:00	●子牛のミルクやり ●放牧の場合は牛を放す ●ミルカー洗浄 ●牛舎掃除(牛床や通路)	18:00	●夕食
19:00	●夕食 ●見回り(分娩予定牛など)	19:00	
20:00	●就寝	20:00	●就寝

(4) 一年間の農作業（水稻・畑作・野菜） 時期によって体験できる作業が変わります。

○播種 □鉢上げ ◎定植

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
移植稻				準備 ○	育苗・耕起・代かき ◎	除草、水管理、防除			乾燥、調製 溝切り			
大豆					耕起 ○○	除草剤散布、中耕、防除	準備			収穫		
(食馬鈴用)				種いも準備、耕起 ○○	除草剤散布、中耕培土、防除等				収穫			
(ハウス夏秋どり)トマト				ハウス・育苗準備 (セル苗購入)	育苗	栽培管理（追肥、防除、誘引、整枝等）			(あとかたづけ)			
(ハウス半促成)ミニトマト					育苗	栽培管理（追肥、防除、誘引、整枝等）			(あとかたづけ)			
(ハウス半促成)きゅうり				準備 ○□	育苗 ○◎	栽培管理（追肥、防除、誘引、整枝等）			(あとかたづけ)			
(半促成)メロン				育苗準備 ○	育苗 ○◎	栽培管理（整枝、防除等）		(あとかたづけ)		(収穫)		
(露地)南瓜				育苗準備 ○	育苗 ○	栽培管理（整枝、防除等）		調製・出荷 ○	(あとかたづけ)	収穫		
(春まき)ブロッコリー						栽培管理（施肥、防除等）		(あとかたづけ)			(ほ場準備)	
(トネル早熟直播)スイートコーン				(セル苗購入・定植) ○		栽培管理 整地 (分施、防除、トネル、マルチ)		(あとかたづけ)		(収穫)	(ほ場準備)	

出典：北海道農業生産技術体系 第5版 北海道農政部編

注1：掲載内容は、栽培体型の一部を紹介しました。

注2：地域や栽培方法によって違いますので、詳細は各地域の農業改良普及センターにお問合せ下さい。

(5) 一年間の農作業例（酪農）季節や牧場によって作業内容が変わります。

月	酪 農
1	*厳寒期の北海道を知っておくことも大切です。 ●牛は人と同じく新鮮な空気が必要なため、冬でも牛舎内は換気しています。 ●牛は寒さに強い動物ですが、人は防寒が必要です。吹雪の日も何があってもエサやりや搾乳をします。
2	*冬期間は各種セミナー受講や経営計画など次期に向けた準備
3	*管理作業（エサやり、搾乳、牛舎清掃など）の体験は、年間を通して可能です。
4	●トラクタや作業機械の点検整備 ●牧柵の設置・補修 ●肥料まき
5	●放牧の開始 ●飼料用とうもろこしの種まき
6	●トラクタや作業機械の点検整備 ●一回目の牧草（一番草）収穫始め 一年で最も忙しい重要な時期です。 (一番草の出来次第で牛は良くもなり悪くもあります。)
7	●肥料まき ●暑熱対策 (牛は暑さに弱く熱中症対策が必要)
8	●牧草の種まき (生産性の落ちた草地を更新)
9	●飼料用とうもろこしの収穫始め
10	●放牧の終了 ●堆肥散布 ●トラクタや作業機械の点検整備
11	*雪の降り始め *除雪作業（プロアやショベルローダー）
12	*地域の支援組織（アウトソーシング）も見ておきましょう。 • TMRセンター（酪農家に代わって草地管理から収穫、配送を請け負う組織で、牛の給食センター） • 哺育育成センター（酪農家に代わって哺育、育成、授精を請け負う組織で、牛の全寮制学校） • 経営規模と労働力のバランスを考えて、支援組織の利用を計画しましょう。



牧草の収穫作業

酪農家キーニイの牛飼い哲学

私たち あなた の 乳牛 です
私たち あなた の くださる もの を 食べ
あなたの くださる もの を 飲み
あなたの 住ませて くださる ところ に 住みます
よい 牛 に も なれば 悪い 牛 に も なります
丈夫 に も なれば 弱く も なります
快適 に 暮らす こと も できれば 不愉快 に も なります
この よう に 私たち の 運命 は 酪農 家 まかせ の で す

- 地域の支援組織（アウトソーシング）も見ておきましょう。
- TMRセンター（酪農家に代わって草地管理から収穫、配送を請け負う組織で、牛の給食センター）
- 哺育育成センター（酪農家に代わって哺育、育成、授精を請け負う組織で、牛の全寮制学校）
- 経営規模と労働力のバランスを考えて、支援組織の利用を計画しましょう。

5. 農業体験の申し込みは？

(1) 地域担い手育成センター

道内市町村で農業体験したい場合は、地域担い手育成センター（詳しくはP47～49）もしくは農協などが窓口となっています。

体験の内容や受け入れ条件などは、北海道農業担い手育成センターのホームページで紹介しています。

「北海道DE農業をはじめるサイト」の「農業体験がしたい」をクリックすると、「農業体験

の受入市町村一覧」を見ることができます。

また、「北海道DE農業体験」の冊子でも確認できます。

申し込み方法については、各地域担い手育成センター（市町村）にお問い合わせください。

市町村などが独自に農業体験ツアーや農業体験会などの催しを行っています。開催内容や応募方法は、北海道農業担い手育成センターのホームページ（お知らせコーナー）で紹介していますのでご覧ください。



<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>



(2) 北海道 農業 Internship



北海道では、農業法人等で雇用就農したい方向けに、全道の農業法人等で短期就業体験ができる農業インターンシップを開催予定です。内容が決まり次第、北海道庁ホームページで開催告知を行いますので、ご確認ください。

(3) 酪農ヘルパー

北海道酪農ヘルパー事業推進協議会のホームページでは、北海道内の酪農ヘルパー利用組合の「インターンシップ」「採用情報」「利用組織情報」を見るることができます。体験したい場合は、直接希望の酪農ヘルパー組合へお問合せください。

<https://hokkaidorakunouhelper.com/>



(4) 1日農業バイト daywork

「1日農業バイト デイワーク

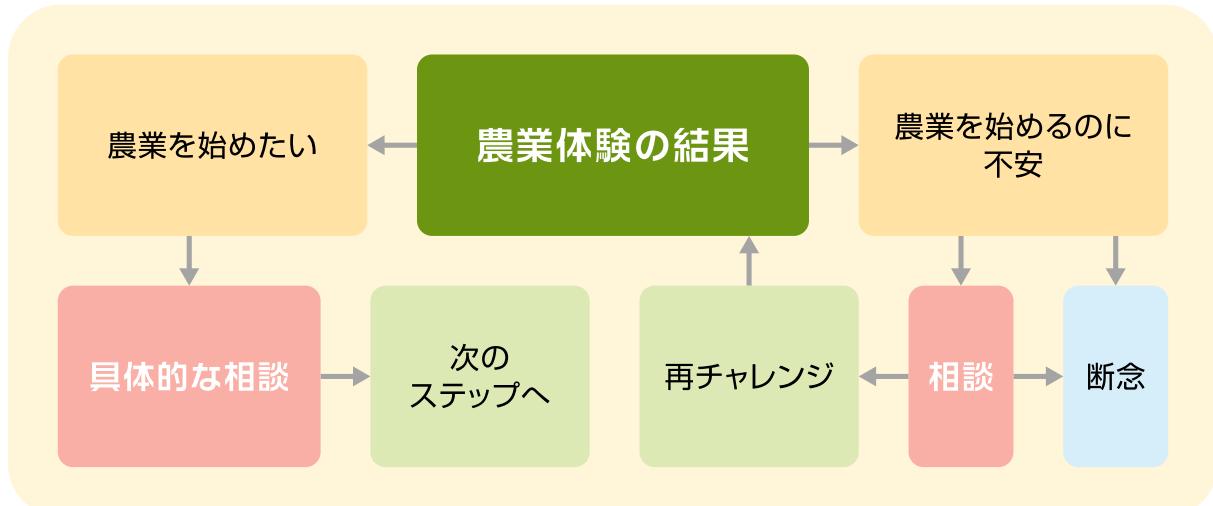
daywork」は、スマートフォンのアプリ上で、全国の農家さんが募集している仕事(農作業)を選んでマッチングするサービスです。1日単位で働くことができますので、農業体験の一手段として活用できます。

<https://day.work/>



■農業体験の結果を踏まえじっくり考えましょう！

体験の結果、その場所で就農したい場合は、受入先の意向次第で具体的な相談が始まります。まだ悩まれている場合は、北海道農業担い手育成センターの就農コーディネーターへご相談ください。何回でもご相談に応じます。



6. 農業技術等の習得方法は？

(1) 野菜の例

野菜の技術習得は栽培品目が多いので、将来どのような野菜栽培を目指したいのか事前に十分検討してから研修に入ることが必要で、品目を限定しない技術習得は得策ではありません。また、気象や土壤条件に左右されるため、適地適作として多く農家が栽培している野菜産地は、栽培技術のノウハウが蓄積されていて技術習得が容易です。

単品目（トマト、ミニトマト等）では、2年間程度で栽培技術を習得し、就農することが可能ですが、栽培する品目数（施設野菜 + 露地野菜等）が増えると、技術習得には年数が必要です。どちらの営農形態でも、就農後は研修受入農家、地域農業者、先輩就農者、関係機関と良好な関係を構築し、技術的なアドバイスを受けることが重要です。

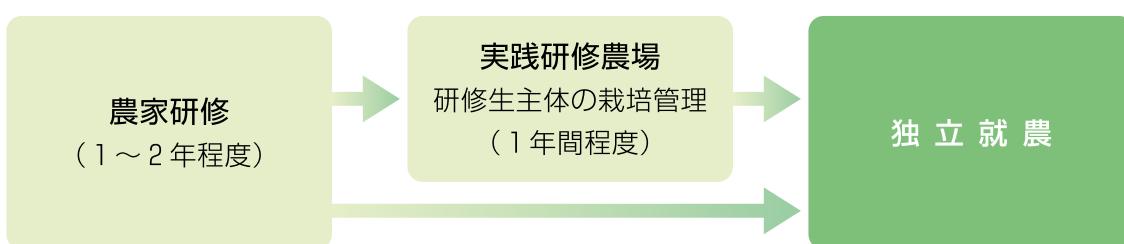
野菜は収穫作業等に多くの労働力が必要なため、ご夫婦等（二人以上）で野菜栽培技術を習得し、就農を目指しましょう。

■ 野菜での新規就農(雇用就農)まで技術習得フローチャート

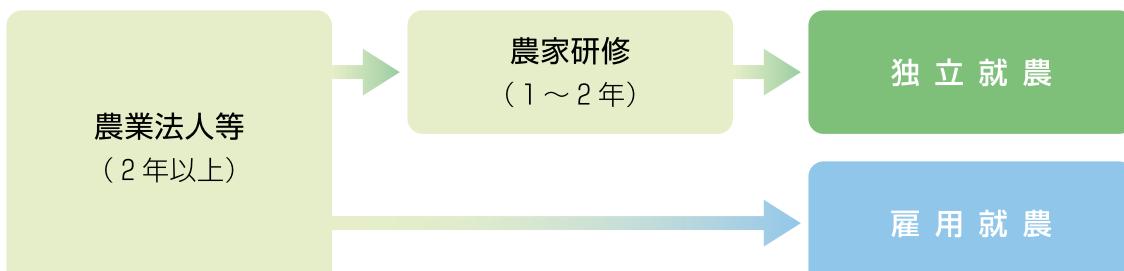
- ア. 研修農場（指導者が在籍）で基本的な野菜栽培技術を学ぶ。農家研修で実践的な栽培技術を習得し、就農後も研修受入農家の技術指導を受ける。



- イ. 農家研修で農作業手順を習得。単品ブランド野菜産地では、研修生主体の実践研修農場で模擬経営を行うことにより、確実に技術習得ができるで就農1年目から安定収量の確保が可能。



- ウ. 年齢が若く単身の就農希望者は、まず農業法人等で栽培技術を習得。その後法人従業員として雇用就農するか、パートナーと共に独立自営就農を目指す。



(2) 酪農の例

酪農経営を開始するためには、乳牛を健康に飼うための技術を習得し、経営者能力を養うことが必要です。そのための方法として、大きくは次の4つがあります。それぞれの特徴を活かして、組み合わせて体験する事例も多く見られます。最も大切なのは、地域担い手育成センターに相談した上で、新規就農希望者として受け入れてもらうことです。

ア. 酪農ヘルパー（酪農家に代わって搾乳や工サやりなどの作業を行うことによって技術習得）

- 地域全体の酪農家と親しくなる。
- 酪農ヘルパーの仲間や関係機関と親しくなる。
- 放牧利用やTMR利用など飼養形態の異なる農場で経験できる。
- 作業性の良い農場の作業動線や施設配置、機械化などが理解できる。
- 乳牛の汚れや疾病の少ない農場の管理方法が理解できる。
- 地域全体の酪農家を知ることで、就農後も頼れる酪農家と関係を保つことができる。
- 多種多様な農場経験から就農時の経営スタイルや施設改善などを判断する参考になる。
- ▼ 牛の成長や疾病などの経過を継続的に観察することができない。
- ▼ 草地管理について習得することが難しい。

イ. 農家研修（指導農業士など地域の先進的農家での研修によって技術習得）

- 経営主を中心に家族と親密になる。
- 家族経営の経営管理方法を学ぶことができる。
- 家族の作業分担や連携など仕事の流れを学ぶことができる。
- 周辺農家との付き合いや共同作業などを学ぶことができる。
- 草地管理から乳牛管理まで一連の作業を経験することができる。
- 牛の成長や疾病などの経過を継続的に観察することができる。
- 家族との関係が深まることで、就農後も公私に頼りになる。
- 家族経営の一連の作業や経営管理は、就農時や就農後も参考となる。
- ▼ 多様な農場の作業や経営スタイルを体験することができない。



ウ. 法人従業員（法人で働きながら技術習得、そのまま構成員を目指すもよし）

- 経営主を中心に従業員と親密になる。
- 大規模経営の経営管理方法を学ぶことができる。
- 従業員間の作業分担や連携などの流れを学ぶことができる。
- 多頭飼育のシステムを学ぶことができる。
- 沢山の分娩や牛の状態などを経験することができる。
- 家族経営では経験できない、多頭飼育による多種多様な乳牛の事例を経験できる。
- ▼ 哺育担当や搾乳担当など作業が専門化している場合がある。

エ. 研修牧場（新規就農するための研修を目的とした牧場で技術習得〔道内6町に7カ所〕）

- 研修プログラムに沿って体系的に酪農経営全般を学ぶことができる。
- 研修期間が設定され、新規就農に向けた具体的な相談ができる。
- 自らが責任をもって飼養管理や草地管理を実践できる。
- 地域での新規就農が前提となって研修することができる。
- ▼ 研修牧場は標茶町、浜中町、別海町、興部町、八雲町、新得町にある。

※このほかに、地域によっては新規就農希望者を対象とした農業改良普及センターなどによる座学や農業大学校などの教育機関による研修受講が用意されています。

7. 研修中の助成は？

(1) 就農準備資金

北海道が認めた研修機関（先進農家・先進農業法人含む）で研修を受ける就農希望者に最長2年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します

- 対象者：就農予定時に49歳以下の研修生
- 支援額：12.5万円/月（150万円/年） 最長2年間



交付要件 すべて満たす必要があります

1. 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
3. 北海道が認めた研修機関等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること
7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

交付対象者の特例

国内での2年の研修に加え、将来の農業経営ビジョンとの関連性が認められて、海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

返還

1. 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
2. 研修終了後
1年内に原則49歳以下で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合
就農準備資金の交付を受けた研修の終了後、更に研修を続ける場合（原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後
3. 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
4. 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の共同経営者にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合
5. 独立・自営就農者又は親元就農者で5年以内に独立・自営就農する者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合

注意 雇用就農資金で助成を受けた場合は、原則、就農準備資金の交付を受けることが出来ません

(2) 雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を交付します

- 対象者：おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人・農業者・農業サービス事業体等）
- 支援額：最大60万円/年 最長4年間
 - 支援対象は、新規雇用就農者の増加分
 - 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出身者等）の場合は、15万円/年 加算
 - 農の雇用事業で実施していた「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成タイプ」は同様の内容で実施

交付要件

- 既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く
- 新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
- 過去5年間で農の雇用事業・雇用就農資金の支援対象となった雇用就農者（研修生）の定着率が1/2以上であること 等

詳しくは、一般社団法人 北海道農業会議にお問い合わせください。

☎ 011-281-6761 koyo@hca.or.jp

(3) 地域おこし協力隊（農業支援員）制度

- 制度概要：都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。
- 実施主体：地方公共団体（市町村）
- 活動期間：概ね1年以上3年以下
- 活動経費：地域おこし協力隊取組自治体に対しての経費は、特別交付税措置



- 1 道内では約60の市町村が、地域おこし協力隊の制度を活用し、農業の担い手となる「人財」を募集している。
- 2 隊員の委嘱期間は、最長3年間まで延長が可能なため、多くの市町村では、研修先の農家で3年間の就農研修を経て営農開始に至る、「農業支援員制度」を実施している。
- 3 具体的な活動内容や条件・待遇は、市町村により異なるので、就農を目指す市町村の情報を収集し問い合わせる。

注意

地域おこし協力隊は、都市地域から条件不利地域に異動する制度です。従って、今お住いの市町村が、移住を希望する市町村の受入可能な地域要件に該当していることが必要です。分かりやすく言えば、都会から都会、あるいは田舎から田舎への異動は、制度の対象外になります。詳しくは、地域要件確認表でお確かめください。



(4) 市町村や農協の支援策

道内の市町村や農協では、農業研修及び新規就農に対して各種支援策を用意しています。支援内容は、「北海道で農業を始めるサイト」で確認しましょう。

(<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>)



- パソコン、スマートフォンからホームページを開きます。
- 「市町村支援情報」をクリックすると、「市町村の農業体験・新規就農情報」が開きます。作目・品目、要件（年齢、自己資金、単身者受入、有機農業、地域おこし協力隊、地域）の条件を選択すると該当する市町村を検索できます。
- 支援策とあわせて、農業体験、就農研修（研修概要）等も確認することができます。

The screenshot shows the homepage of the 'Hokkaido Agriculture Start-up Site'. It features a main banner for 'Agriculture Experience & New Farmer Information' and a sidebar for 'Village Support Information'. A red box highlights the 'New Farmer Information' button. Below it is a search interface with a green button labeled '+ Search Conditions'.

Top Right Panel:

- Checkboxes for project categories: 稲作 (rice), 畑作 (field), 育苗 (seedling), 肉牛 (beef cattle), その他 (others).
- Checklist for vegetables: 野菜 (vegetables) checked.
- List of vegetable names with checkboxes: アスパラガス, イチゴ, かぼちゃ, キャベツ, きゅうり, サツマイモ, シソ, ジャガイモ, スイカ, トウモロコシ, 大玉トマト, ミニトマト, ニラ, 白ねぎ, 露地ネギ, ピーマン, ブロッコリー, ほうれん草, みょうが, メロン, ユリ根, レタス.

Bottom Right Panel:

Search results for 'Iwamizawa City' (岩見沢市) are shown. It includes tabs for 'Agriculture Experience', 'New Farmer Information', and 'Training Program'. A red box highlights the 'Search' button at the top right of the results page.

(5) 北海道農業担い手育成センターの支援策

北海道農業担い手育成センターが実施している支援策です。各事業毎に対象者の要件がありますので詳しくはご相談下さい。研修先がある市町村地域担い手センターを経由して申請して下さい。

事 業 名	対象者要件と支援内容	対象者	手続きの流れ	
研修期間	<p>農家研修受入体制強化事業</p> <p>就農研修者家賃助成事業</p> <p>大型特殊免許取得支援事業</p>	<p>就農研修及び体験実習を行う方に対し、損害保険金等掛け金の一部を助成</p> <p>＜研修者＞ 1年以上の研修を行う認定新規就農者への認定が見込まれる者 ＜実習者＞ 1ヶ月以上1年未満の農業体験を行う者 ＜補償内容＞ JA共済連北海道本部の普通傷害共済A型の補償を満たすもの（又は同等）。</p> <p>＜研修者＞ 1年以上の研修を行う認定新規就農者への認定が見込まれる者で月額家賃が1万円以上の借家等に居住する者。家賃の2分の1以内（1万円限度で3年以内）の助成</p> <p>＜研修者＞ 農外から新たに就農を目指して先進農家等で研修を行っている認定新規就農者への認定が見込まれる者 ＜助成内容＞ 認定新規就農者が就農計画に基づく研修を行うため必要とする大型特殊免許取得に係る費用の2分の1以内（5万円上限）を助成（予算の範囲内）</p>	<p>研修者・実習者</p> <p>研修者・実習者</p> <p>研修者</p>	<p>申請者</p> <p>市町村地域担い手センター経由</p> <p>北海道農業公社 北海道農業担い手育成センター</p>
			<p>（公財）北海道農業公社</p> <p>申請</p>	
			<p>農業事業者 農業次世代人材 を除く 投資資金受給者</p>	

日 農業施設・機械等の取得は？

(1) 新規に農業施設・機械の取得

施設野菜（トマト・ミニトマト等）の産地では、ビニールハウスや農業機械等を各種補助金と青年等就農資金等を活用して、新規に導入する事例が見られます。

ただし、農業施設・農業機械の取得は、経営がまだ安定していない時期の過大な投資となり、農業経営を圧迫します。経営計画や資金償還計画を立て、年に数回しか使わない農業機械については、地域の農業者からの賃借や共同利用、中古の導入を検討する必要があります。

(2) 中古の農業施設・機械の取得

中古施設の購入で多いのが、中古ビニールハウスです。就農前に事前に知人や関係機関等を通じて中古物件を探しましょう。ただし、物件が古いと部材の購入が必要で中古のメリットがなくなります。農業機械は、地域の農業機械ディーラーや農協機械センターの担当者に相談すると中古の農業機械を紹介してくれます。中古農業機械情報サイト「アルーダ」<https://www.hokuren.or.jp/aruda/> を検索する方法もあります。

中古農業機械を購入する場合は、現状渡しが原則ですので、購入前に十分農業機械の状況をチェックする必要があります。



(3) 第三者経営継承及び離農跡の農業施設・機械及び住宅を取得

酪農で新規就農する場合は、第三者経営継承及び離農跡を継承する方法が一般的です。

移譲希望者との口頭合意は避け、関係機関のコーディネートチーム等の第三者を交えて資産評価を行い、覚書や経営継承合意書の締結等、全て書面で確認することがトラブル防止策としては有効です。

資産評価方法

項目	資産評価方法	注意事項
農業用施設 (牛舎等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と過去の評価事例等を参考にコーディネートチームが調整した評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐用年数を超えた固定資産税評価額を参考にする場合は調整が必要 ● 補助金を考慮して評価
農業用機械	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古農業機械市場等の担当者による評価 ● 農業機械メーカーの担当者による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古農業機械は現状渡しが基本 ● 補助金を考慮して評価
住宅 (宅地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と地域の継承事例を参考にコーディネートチームが調整した評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローン及びリフォーム等も考慮 ● 家財道具等は移譲希望者の責任で処分
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作機械、小農具、工具、資材等 ● 生産物、飼料(ラップサイレージ等)、肥料、農薬等 ● 無形資産(屋号、販売先、ノウハウなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 細かなものまで双方が確認して継承合意書に明記 ● 環境整備及びゴミ処理は移譲希望者の責任で行う

日 農地の確保はどうやって？

(1) 「地域計画」が農地確保の根幹

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正によって「地域計画」が法制化され、全国の市町村が策定することになりました。

「地域計画」は、将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね10年後を見据え「誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか」を地域の話し合いによりまとめた計画です。

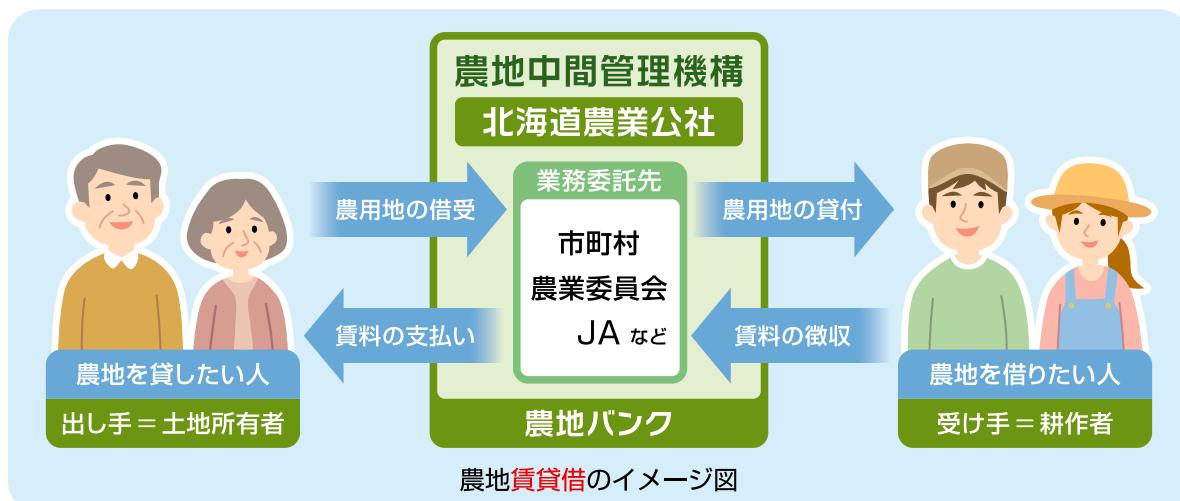
「目標地図」は地域計画の一部で、地域の話し合いの結果や、農地の出し手・受け手の意向を踏まえて「いつ」「誰が」「どの農地を」活用していくかを地図として一筆ごとに明確にしたものです。



(2) 農地を確保するための方法

北海道知事が指定した公的機関である「農地中間管理機構（農地バンク）」が、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手（耕作者）に対して、農地の権利（利用権・所有権）の設定や移転を行います。北海道では「北海道農業公社」がその指定を受けて実施しています。

ア. 農地を借りたい場合



(ア) 借りたい人の要件

地域計画の達成に向けて、目標地図に位置付けられた方に対し農地を貸付けます。

農地の受け手としては、既存の認定農業者や規模拡大、集約化を図ろうとする方に加え、新規就農者も含まれます。

(イ) 貸付期間

地域計画の達成と受け手の経営の安定・発展を考慮し、できるだけ10年以上の長期間で出し手から農地を借受けします。ただし、出し手が短い貸付期間を希望する場合もあります。受け手に農地を貸付ける期間は、出し手から借受けした期間の範囲内となります。

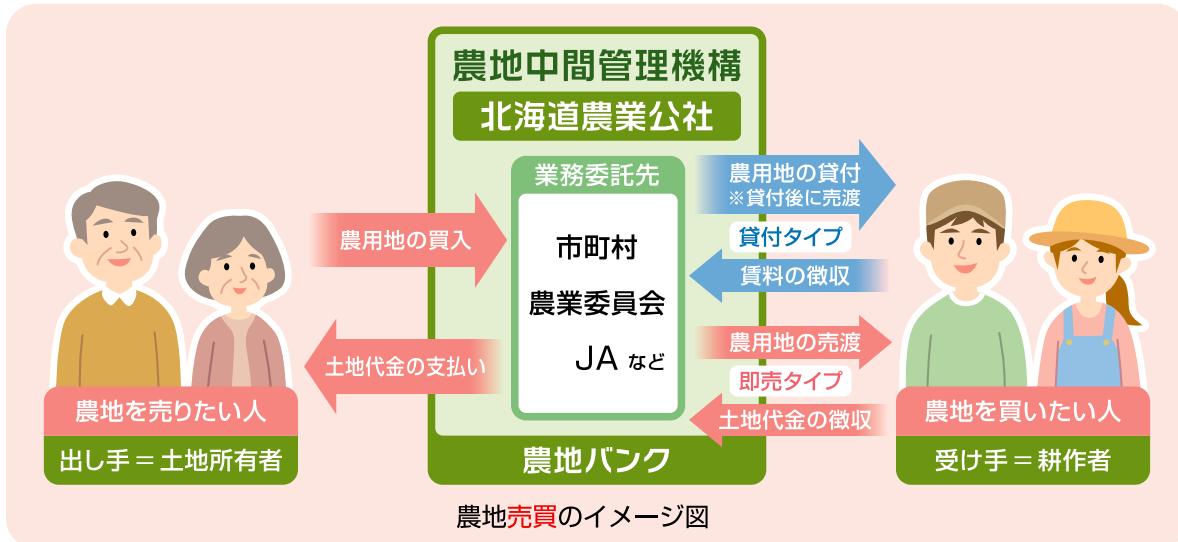
(ウ) 貸借料

農業委員会の参考賃借料情報を考慮し、農地の生産条件や整備状況等を勘案して算定した額を基本とし、最終的には市町村等関係者と当事者の協議により決定します。

(エ) 農地の賃料の支払い

農地バンクは、賃料の収受を農協（又は市町村等）に委託しています。委託先は地域によって異なりますので、農地の貸付を受ける際は、当該地域の農協（又は市町村等）にご確認ください。

イ. 農地を買いたい場合



(ア) 買いたい人の要件

地域計画の達成に向けて、目標地図に位置付けられた方に対し農地の所有権を移転します。

農地の受け手としては、認定農業者や基本構想水準到達者のほか、新規就農を目指す方は認定新規就農者の認定を受けることが必要となります。

(イ) 事業のタイプ

農地バンクが買い入れた農地をただちに受け手に売り渡すタイプ（即売タイプ）と、原則5年以内の貸付けを行った後に売り渡すタイプ（貸付タイプ）の2種類があります。

(ウ) 団地化要件及び面積規模要件

おおむね 1 ha 以上の団地を形成すること（既存の農地がある場合は、それと合わせた面積）、また権利取得後の経営面積が農地バンクの設定する基準面積を超えることが必要です。

(エ) 手数料等

農地バンクでは、農地を買い入れることにより必要となる費用や管理するための様々な経費が必要となることから、一定の手数料等が必要となります。

売買	出し手	買入手数料	公社買入価格の 2 %
	受け手	売渡手数料	公社売渡価格の 1 % (即売タイプのみ)
賃貸借	受け手	貸付料	公社買入価格の 1 % / 年

※上記手数料は、かかる費用の状況等により変動する場合があります。

(オ) 制度を活用するメリット

公的機関である農地バンクが出し手と受け手の間に入るため、安心して農地を取得できることともに、農地取得の際、登録免許税の軽減や不動産取得税の控除など、税制上の優遇措置が受けられます。また、所有権移転登記は受け手が行うのではなく、農地バンクで行います。

注意

市町村段階における地域計画の変更が必要となる場合がありますので、賃貸借や売買を希望する農地がある市町村の窓口に必ず相談ください。

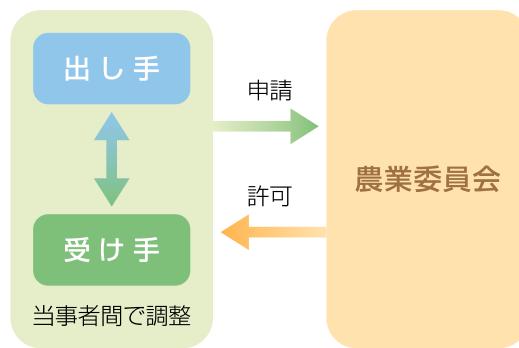
面積の大きな農地の取得には多額の資金が必要となる場合があります。自己資金以外に金融機関からの融資なども併せて検討が必要となりますので、取得を検討される農地等がある地域の市町村や農協など関係機関と相談の上、経営規模や経営内容等について十分検討ください。

ウ. 相対取引（農地法）

農地の出し手と受け手の当事者間で権利設定・移転を協議し、農地法に基づき農業委員会へ申請し許可を受けて権利設定・移転する仕組みです。

注意

政策的に農地を動かすための地域計画の影響を受けないため、優遇措置などが受けられず、将来的な支援措置も期待できません。



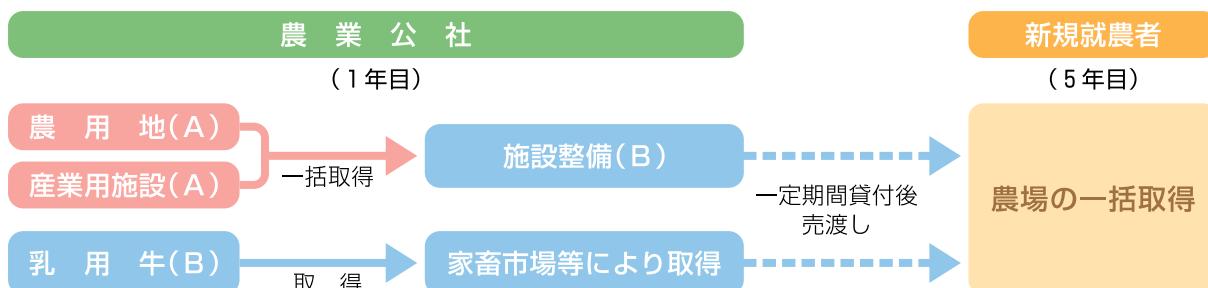
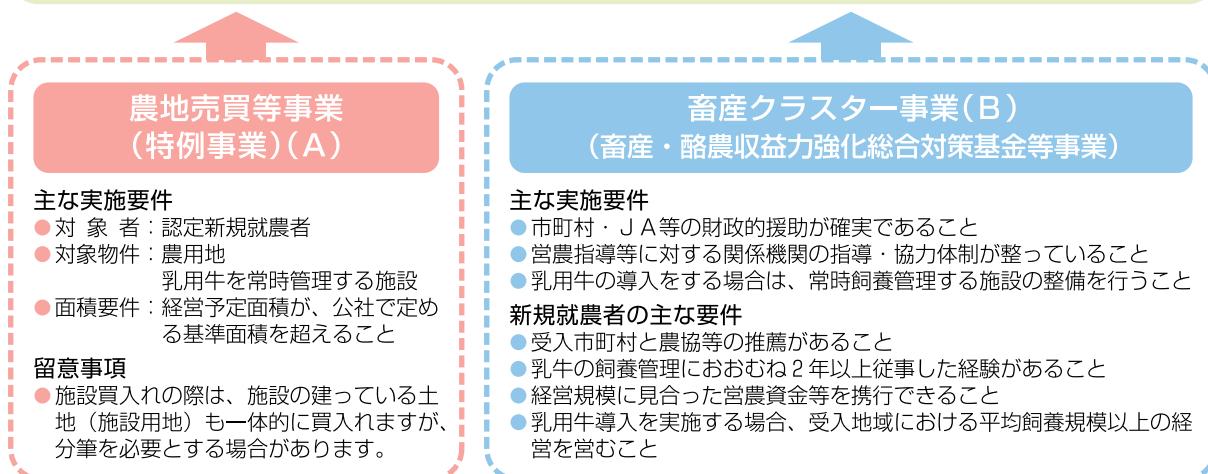
相対取引の流れ（農地法）

10. 酪農は初期投資が大きいが何かよい手は?

農場リース事業

農地売買等事業(特例事業)(A)により離農農家などから農用地と施設を買入(中間保有)し、畜産クラスター事業(B)で施設の整備及び乳用牛の導入(※注)を行い、(A)(B)を新規就農者に5年間貸付けた後に譲渡する事業です。

※注：乳用牛の導入は、家畜飼養管理施設の整備が条件となります



事業名		区分	事業内容	補助金	年間貸付料	譲渡代金
(A)	農地の取得 農地売買等事業	農用地	酪農経営に要する農用地・施設用地等	—	買入価格×1%	買入価格
		農業用施設	酪農経営に要する施設等（畜舎及び、畜舎と一体的に使用する施設）		(買入価格×1%) + 減価償却費+火災保険料+固定資産税	買入価格 - 減価償却費
(B)	施設の整備 畜産クラスター事業	家畜飼養管理施設の整備	施設の補修、改修及び施設と一体的に使用する機械設備等	事業費の1/2以内	減価償却費	補助残+(補助残×6%) - 減価償却費
		家畜導入 ※1	乳牛上限50頭 〔対象月齢は 47ヶ月まで〕	事業費の1/2以内 ※2	減価償却費	補助残+(事業費×6%) - 減価償却費
			年 払 い 一括払い		—	補助残+(事業費×6%)

※1：補修、改修を行う施設で飼養管理する乳牛のみ補助の対象となります。家畜導入のみは行えません。

※2：初任牛の場合は1頭あたり55万円を上限とし、事業費の1/2以内となります。

経産牛の場合は1頭あたり35万円を上限とし、事業費の1/2以内となります。

※3：農用地以外の年間貸付料、譲渡代金については消費税の対象となります。

11. 認定新規就農者とは？

新規で農業を始める場合、青年等就農計画制度を利用する方法があります。

その方法とは、就農を希望する市町村に青年等就農計画を作成し計画書を提出し審査を受けます。市町村より計画が認定されると「認定新規就農者」になり、認定された都道府県や市町村の関係機関より就農計画を達成するための支援を受けることができます。

(1) 青年等の範囲

青年等就農計画を作成することが出来る青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとします。

ア. 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市町村長が認めた場合には50歳未満とします。

イ. 65歳未満のものであって、かつ、次の各号のいづれかに該当するもの

- (ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
- (イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
- (ウ) 農業又は農業に関する関連する事業に3年以上従事した者
- (エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ. ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。認定農業者は含みません。

青年等就農計画の作成・認定の流れ

様式や記入例はこちらから http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html

認定までの流れ

新規就農者自らが「青年等就農計画」を作成

就農地、営農類型、目標農業所得、目標労働時間、作付け面積、飼養頭数、生産量、事業費とその調達方法など、経営開始5年後の目標を記入します。

市町村に申請

↓

市町村が認定

↓

認定新規就農者



認定新規就農者が利用できる主な施策

① 経営発展支援事業、経営開始資金の交付

就農直後の所得を確保する事業資金

② 青年等就農資金の貸付

農業経営開始に必要な機械・施設取得等のための無利子資金

③ 農地利用効率化等支援交付金

地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入支援

④ 経営所得安定対策への加入

ゲタ・ナラシ対策の交付対象になる

⑤ 農業経営基盤強化準備金制度の利用

農業経営基盤強化準備金の対象になる

■ 青年等就農計画とは

5年後の実現を目指した①「農業経営規模」、②「生産方式」、③「経営管理」、④「農業従事の態様」に係る大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を記載した、新規就農者の就農計画のことといいます。

■ 認定の基準

青年等就農計画は以下の基準を満たしていることが必要です。

1. 計画が「就農する町の基本構想」に照らし適切なものであること
2. 計画の達成が可能であること

(主な水準 例〇〇市)

1. 就農する市町村の基本構想に定められた営農類型毎の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の指標と同水準であること
2. 主たる従事者一人当たりの農業所得が概ね240万円以上であること

3. 主たる従事者一人当たりの年間労働時間が1,800～2,000時間程度であること（一日8時間労働が目安です）

● 金額や時間は、就農する市町村によって異なりますので、就農する市町村と相談して下さい。

■ 認定期間

認定新規就農者の認定期間は5年間です。有効期限の終期を迎えるときは、引き続き経営の発展に取組むため新たに農業経営改善計画認定申請書（5年後の改善目標）を作成し、経営改善計画の認定の基準に従って認定します（認定農業者への移行）。

13 農業経営開始の資金は?

(1) 青年等就農資金

区分	内 容 ・ 要 件 等
対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金の使いみち	(1) 資金使途：青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。 ① 施設・機械：農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となる。 ② 果樹・家畜等：家畜の購入費、果樹や茶などの新植、改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。 ③ 借地料などの一括支払い：農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となる。 ※農地等の取得費用は対象となりません。 ④ その他の経営費：経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。
借入条件	(1) 返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内） (2) 融資限度額：3,700万円（特認1億円） (3) 貸付金利：無利子 (4) 担保・保証人：担保（原則として、融資対象物件のみ） 保証人（原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ）
手続きの流れ	申請者  窓口機関：(株)日本政策金融公庫・信連・農協・民間金融機関

青年等就農資金の借入手続きは、以下のとおりとなります。

- ①青年等就農資金の借入を希望する認定就農者は、経営改善資金計画書を作成し、必要書類を添えて公庫又は農協等の窓口機関に提出してください。
- ②資金計画書は、関係機関から構成される推進会議で審査を受けます。
- ③審査により資金計画書が認定されれば、窓口機関に借入申込書を提出し、青年等就農資金の融資受けることができます。

(2) 経営体育成強化資金（有利子）

認定新規就農者が農地等を取得する場合に利用できます。

利用条件等	借入額が1,000万円以下の場合 (1) 融資率100% (2) 償還期限25年以内（うち据置期間5年以内）
-------	--

13. 軌道に乗るまでの資金は？

(1) 経営発展支援事業

新規就農される方に、機械・施設等導入にかかる経費の上限500万円に対し、北海道が1/4、国が1/2を支援します（新規就農・親元就農共通）

交付要件 すべて満たす必要があります

- 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
 - 令和6年度 又は 令和7年度中**に新規就農し、独立・自営就農をする者であること※
 - 雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと（現在及び過去）
 - 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）
- ※ 交付要件が変更になる可能性があります。



交付対象者の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を補助対象事業費上限（750万円）とする
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに対して補助対象事業費上限とする

助成対象

機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(2) 経営開始資金

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、月12.5万円（年間150万円）を定額交付します

- 対象者：独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者
- 支援額：12.5万円/月（150万円/年） 最長3年間



交付要件 すべて満たす必要があります

- 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 独立・自営就農であること（自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態）
- 生活保護等、生活費を支給する他の事業と重複受給していないこと
雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと（現在及び過去）
- 原則として前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること

交付対象者の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する

交付停止

- 原則として前年の世帯所得が600万円（本事業資金含む）を超えた場合
- 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続をしなかった場合

14. 営農計画や経理は？

新規就農者に聞くと「農作業技術はある程度覚えたが、簿記記帳等の農業経営が解らない」という声をよく聞きます。農畜産物の売上、肥料や資材費等の経営費、売上高から経営費を引いた農業所得がいくらか、そして農地、機械の資産や負債の内容を知らなければ安定経営は望めません。

(1) 営農計画の作成

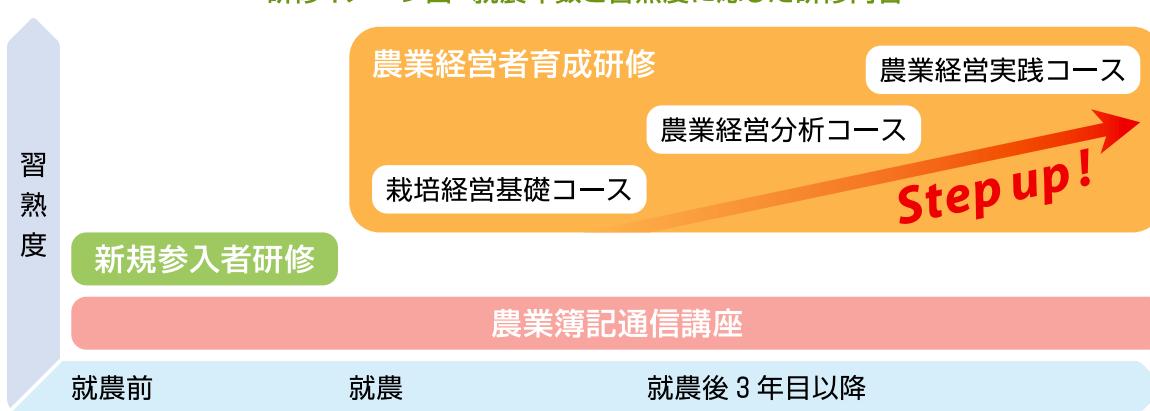
就農前に作成した、青年等就農計画等の中長期計画を基本に毎年営農計画を作成します。ただし、実際に営農してみると当初計画が現状に合わなくなってしまいますので、毎年、計画の見直しが必要です。

営農計画作成では、1年目は前年実績がないので作成するのに苦労しますが、2年目以降は前年実績を参考にして作成します。様式は道内の各JAが組合員用に用意しています。

(2) 農業簿記の記帳

農業簿記の目的は、①一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、②一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）、そして、農業経営の分析を行い、農産物の原価などを把握して、経営改善・発展につなげることです。

そのためには、複式簿記の知識・技術習得が必要になります。習得方法のひとつとして、北海道立農業大学校の一般研修などで農業簿記の実務や経営管理を学ぶことができます。



詳しくは、P45 「北海道立農業大学校」を参照ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/training_01.html



(3) 青色申告の実施（個人事業主の場合）

農業者の税金の申告には、白色申告と青色申告があります。白色申告は簡単な帳簿作成と領収書等の保管義務で事務手続きは簡単ですが、青色申告に適用される特典はありません。

青色申告は、複式簿記(単式簿記も可)による帳簿の作成と領収書等の保管義務、事前に「所得税の青色申告承認申請書」の提出など事務手続きは面倒ですが、下記の特典があります。

- 青色申告特別控除（最高55万円：単式簿記は10万円）

※e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存で65万円控除
- 赤字が繰り越せる（3年間）
- 家族への給与が経費にできる（専従者給与）

15 農業者の年金制度は?

農業者年金制度

(独)農業者年金基金は、農業者の老後生活の安定を図り、農業者の確保に資することを目的として、加入者が納付した保険料を積み立て、積立金を安全・効率的に運用し、年金等を給付する事業を実施しています。

● 目的

農業者の老後生活の安定、農業者の確保

● 被保険者

農業に従事（年間60日以上）する20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。

● 保険料

月額2万円から6万7千円の範囲で、被保険者が自ら納付額を決められるが、35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円からでも通常加入できます。

● 給付

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期をご自身で選択することができます。

- 農業者老齢年金：65歳～75歳（60歳まで繰上げ受給も可）
- 特例付加年金（政策支援分）：65歳以上年齢上限なし（60歳まで繰上げ受給も可）

政策支援

農業の担い手の負担軽減を図るため、被保険者の保険料拠出を国が補助し、当該補助を原資に、特例付加年金を支給。

● 対象者

- ① 認定農業者又は認定新規就農者で青色申告者（これらの者の経営に参画する配偶者及び後継者も対象）等
- ② 保険料納付済期間等が60歳までに20年以上見込める人
- ③ 農業所得が900万円以下

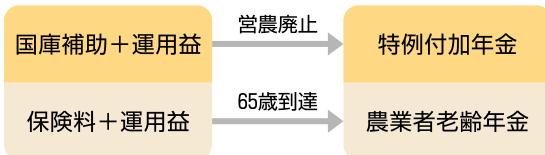
● 支援内容

特例保険料の適用（保険料拠出に対する補助）

- 月額保険料の下限額（2万円）について、5～2割引の特例保険料（1万～1万6千円）を適用し、その差額（1万～4千円）を国庫補助。
- 支援期間は最長20年分（うち35歳以上の期間は10年分が上限）

特例付加年金の支給

- 保険料補助分については、以下の要件を満たす者に対し、65歳以降、終身給付（60歳まで繰上げ受給も可）
 - ① 保険料を納付した期間などの合計が20年以上
 - ② 経営継承等により農業を営む者でなくなること
- 年金額は、保険料補助の積立及びその運用益に基づき決定



■ 農業者年金のご相談は一般社団法人 北海道農業会議 へお問い合わせ下さい TEL 011-281-6761

16. 災害や価格低下に備えるには？

農業経営には自然災害や市場経済の変動など様々なリスクがあります。

これら災害による経営危機を回避する補償制度が農業保険です。

農業保険は、国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。

公的な農業保険には「農業共済」と「収入保険」があります。

**自然災害
リスク
をカバー
したい方**

農業共済をおすすめします！

- 全ての農業者が対象です。
- 米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

自然災害の補償を重視！

収穫量の減少を補償

樹木・家畜・施設などの損害を補償

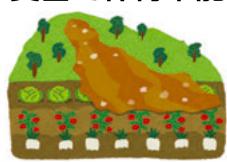
自然災害等で
減収



市場価格が
下落



災害で作付不能



けがや病気で
収穫不能



倉庫の
浸水被害



取引先の倒産



盗難や
運搬中の事故



為替変動で大損



様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- 青色申告を行っている農業者が対象です。
- 全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

【農林水産省】農業保険



【北海道農業共済組合】



17 農村の生活は？

新たに農業を始めるということは、同時にその町や地域に住むということです。

北海道で新規就農された先輩農業者のアンケートから、今後、就農を目指す方へのアドバイスを紹介します。

(1) 農村社会の特色と参加

～関りはとても深くなる、良くも悪くも。だが、農村は変わらない、自分が変わること。

そして住めば都となる。～

■ ご近所付き合い

- ・住めば都 ご近所付き合いは濃厚なので、普段から良い関係を保つことが重要です
- ・「向こう三軒両隣」の考えで生活するとよい
- ・地区の活動に時間をとられるが行事には積極的に参加し、なじむ事が大事
- ・町内会や消防団など煩わしく感じることもあるが、その繋がりに助けられることも
- ・プライバシーも割り切って自分を知ってもらう
- ・人とのつながりが、とくに大事。積極的なコミュニケーションが必要

■ 生活インフラ（買い物・教育・病院）

- ・車はあなたの「足」です 買い物などの移動に車は必要です
- ・全てにおいて都会より不便ですが、北海道ならではの人や時間の緩やかな感じは生活しやすい環境です
- ・自然環境は申し分ないが、子供の習い事、塾などが都会より少ないことを理解しておくことが重要です

■ 自然

- ・冬は除雪がしっかりとされて通路が確保されていて市街地の渋滞とは無縁です
- ・吹雪になると交通障害もあり運転はちょっと怖いです
- ・雪はかなり多いので雪かきという大仕事があります
- ・車がないと買い物にいけない、吹雪で通行止めもあります。しかしそれも田舎暮らしの一つの楽しみとしていれば問題はない

■ その他

- ・農村は先祖代々から守ってきた環境をとても大切にしている人が多いので、雑草を生やし放しにする、古い農機具や農業ゴミを散乱させることのないように！
- ・農村部はどうしても男社会になるので女性は同性の友達ができると精神的に苦労することがある

(2) 住宅の確保

「住宅の確保」は新規就農時の大重要な課題です。

アンケート回答の2割が苦労した点に「住宅確保」をあげており、5割以上が「空き家」「就農地の住宅」「新築」など購入により確保していました。

● 就農時の住宅確保の状況（R4年調査）

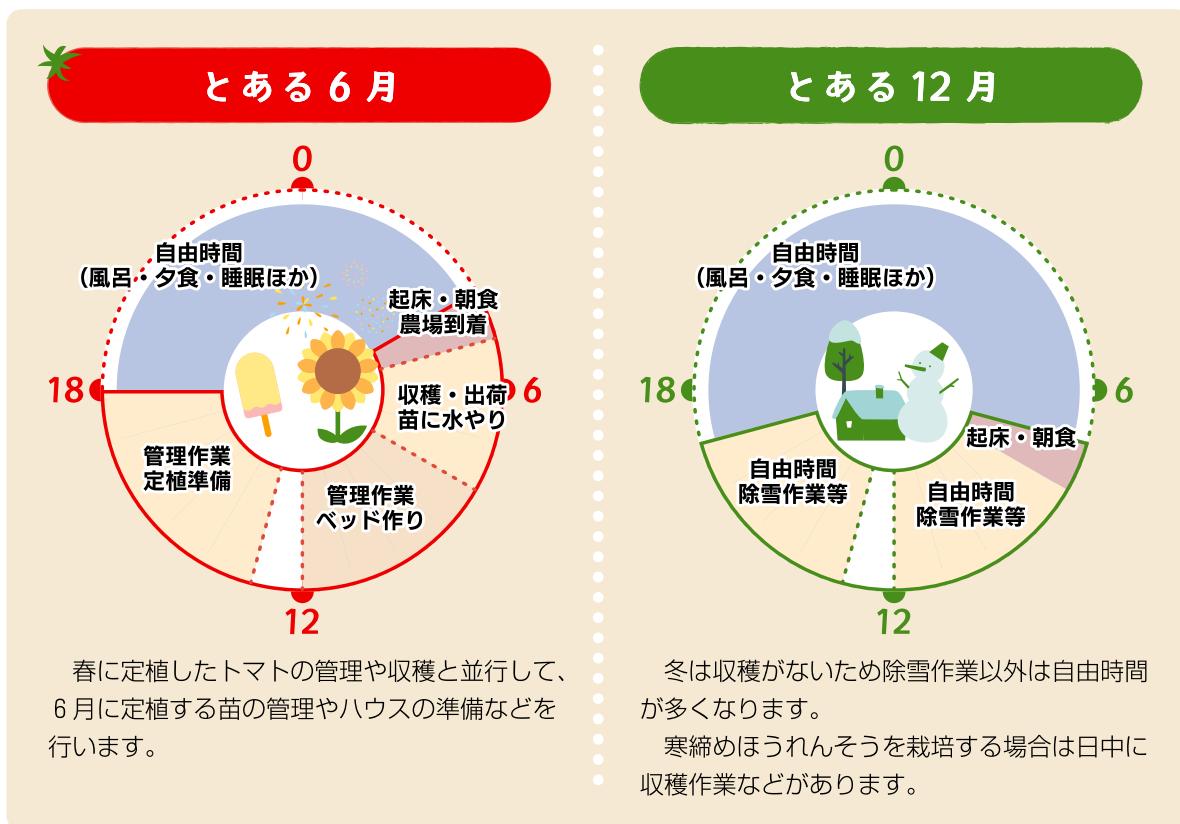


出典：令和4年度新規参入者の就農実態に関するアンケート調査

■ 住宅確保へのアドバイス

- ・地元農家や住みたいと思う地域の方々に相談
- ・市町村に確認すると、空き家、町営住宅が見つかると思います
- ・地域のネットワークを持ち情報を得る事が近道
- ・まず就農希望地に住んでから、住宅を探すこと
- ・地域の人の紹介 地域の人と仲良くなる 横のつながり
- ・不具合の多い古家を借りず、公営住宅に住むべき 余計な出費を強いられる
- ・古い家や広くて大きな家では、リフォームして冬場の暖房対策が必要になる

(3) 働く農家のある一日（トマト農家の場合）※北海道平取町の例



(4) 農閑期の過ごし方 ～就農相談で多く聞かれる質問～

- 一年の経営収支を明らかにし、次年度の経営設計を立てる
税申告の決算書作成とあわせ、経営成果を振り返り次年度の計画に反映します。
【 Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)】
- 今年使用した機械や、生産関連施設の点検整備を行う
点検整備が翌年の作業効率につながります
- 地域農業者の会合、JA生産組織の反省会等へ出席
技術面や出荷先ニーズ調査など様々な情報収集は経営管理につながります
- 空いた時間を使って農外所得を得る
特技を活かした仕事やスキー場、農協の出荷施設での仕事など
- 農繁期にはできない趣味を深め、楽しむ



1日 農畜産物の出荷先は?

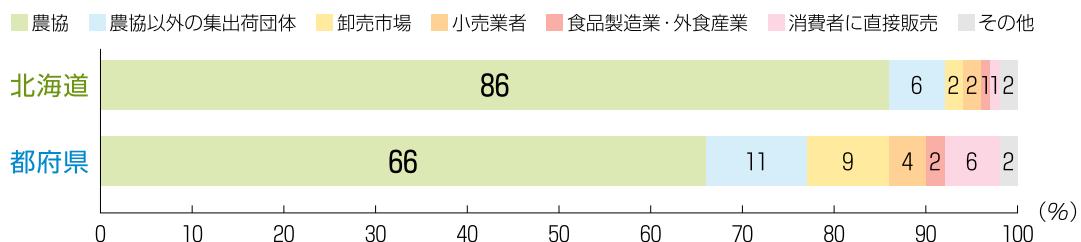
(1) 農産物の出荷先

北海道の農業は、品目を絞って、農協を中心に産地化し、経営の安定を図っています。少量多品目を生産し、地産地消などで販売する農家は、消費地に近い地域に見られます。

農産物販売金額が一番多い出荷先別の農業経営体数

■ 北海道と都府県の比較（令和2年）

北海道での出荷先は農協が86%で最も多く、都府県と比べて20ポイント高い



出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

注：四捨五入のため計と内訳が一致しない場合がある。

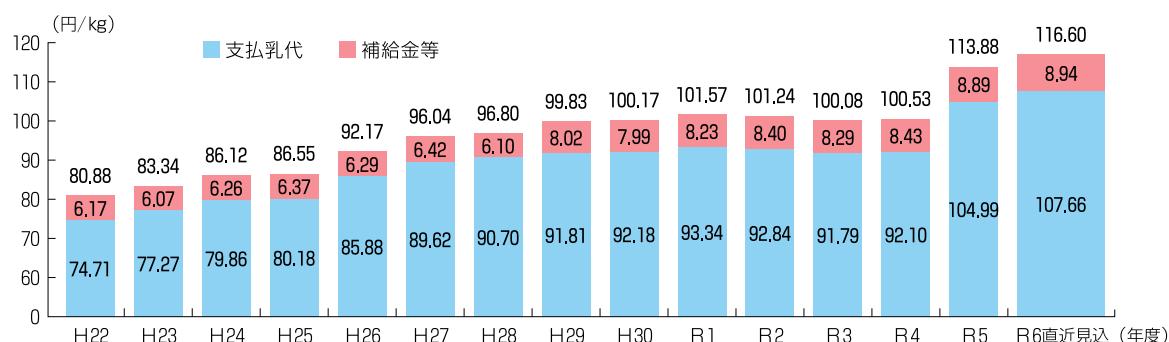
(2) 生乳の出荷先

2018年4月から新たな加工原料乳生産者補給金制度がスタートしました。



出典：令和3年12月北海道農政部生産振興局畜産振興課（北海道の酪農・畜産をめぐる情勢）

ホクレンブール乳価の推移（ブール乳価とは、用途別販売乳代を合計して平均した単価のこと）



出典：令和6年6月北海道農政部生産振興局畜産振興課（北海道の酪農・畜産をめぐる情勢）ホクレン調べ

注1：消費税相当額は、平成25年度までは5%、平成26年度以降は8%。令和元年度10月より消費税10%（乳代は軽減税率適用対象）。

注2：補助金等には、加工原料乳生産者補給金とナラシ事業（加工原料乳生産者経営安定対策）発動時の国負担分の想定額などの生乳に係る補助金が含まれる。

注3：令和6年直近見込は加工原料乳生産者補給金は交付対象数量293万tに加えALIC事業（18万t）を勘案、令和6年度共販経費変動分を加味して、試算。

19. 第三者農業経営継承とは？

移譲希望者（農場を移譲したい農家）が「農地、農業施設・機械等の有形資産」と「技術、ノウハウ等の無形資産」を継承希望者（農場を継承したい新規就農希望者）へ有償譲渡する手法です。移譲希望者の経営基盤をノウハウ付きで引き継ぐことが出来るため、ゼロからスタートする新規就農に比較すると安定した経営の早期確立が可能です。成功の秘訣は、移譲希望者と継承希望者の良好な人間関係です。このためには、「コーディネートチームの支援」や「文書による合意や契約」が欠かせません。

下図は、当公社（北海道農業担い手育成センター）の取組みです。



第三者農業経営継承により農業を始める 第三者農業経営継承フローチャート



近年、新規参入者は120人前後で推移しています。

経営形態は、野菜が最も多く、次いで酪農となっています。

理由としては、次のようなことが考えられます。

- ① 野菜も酪農も地域の受入体制が整っていること
- ② 野菜は、小面積の施設栽培により初期投資が小さく、産地化により経営が安定していること
- ③ 酪農は、初期投資は大きいものの、支援制度が充実していること



何を始めたか？（経営形態別新規参入者数）

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均	割合	平均	割合
稻作	7	2	5	4	5	6	4	5	5	4%	耕種 87	73%
畑作	15	21	10	9	8	9	12	8	12	10%		
野菜	54	60	62	46	59	54	51	50	55	45%		
果樹	5	3	8	10	14	18	10	12	10	8%		
花き	0	6	2	6	2	2	1	4	3	2%		
酪農	30	22	21	25	27	26	17	29	25	21%	畜産 32	27%
肉牛	5	5	4	5	4	9	5	10	6	5%		
養鶏	0	1	0	2	2	0	0	0	1	1%		
養豚	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0%		
駒種馬	1	1	1	2	1	2	0	1	1	1%		
その他	0	4	4	3	4	1	9	6	4	3%	—	—
計	117	125	117	112	126	128	109	125	120	100%	119	100%

出展：北海道農政部農業経営課「新規就農者実態調査結果の概要」

どこで始めたか？（総合振興局及び振興局別新規参入者数）

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均	割合	販売農家数	参入割合
空知	8	10	8	16	14	8	9	9	10	9%	5,596	0.18%
石狩	12	17	7	6	10	12	5	10	10	8%	1,996	0.49%
後志	16	17	19	14	24	22	19	18	19	16%	2,080	0.90%
胆振	5	4	9	10	12	9	6	12	8	7%	1,491	0.56%
日高	20	19	19	11	8	10	6	13	13	11%	1,355	0.98%
渡島	6	10	5	6	10	4	2	7	6	5%	1,409	0.44%
檜山	1	2	1	1	1	2	3	1	2	1%	944	0.16%
上川	9	18	20	16	15	25	26	20	19	16%	5,411	0.34%
留萌	1	3	1	2	0	1	2	0	1	1%	678	0.18%
宗谷	6	3	3	10	5	4	5	1	5	4%	622	0.74%
オホーツク	6	5	3	2	4	11	5	9	6	5%	3,632	0.15%
十勝	12	7	8	13	8	10	9	8	9	8%	4,830	0.19%
釧路	6	7	7	2	8	5	10	7	7	5%	970	0.67%
根室	9	3	7	3	7	5	2	10	6	5%	1,218	0.47%
計	117	125	117	112	126	128	109	125	120	100%	32,232	0.37%

出展：北海道農政部農業経営課「新規就農者実態調査結果の概要」、販売農業数は2020年農林業センサス

21. 就農するために準備した自己資金は？

全体の回答では「501～1,000万円」が最も多く、次いで「0～100万円」と2極化しています。作目別では果樹、酪農が501万円以上の回答割合が多くなっています。

果樹は就農時に農地購入する人が多く、酪農は農地に加え機械・施設・家畜等の初期投資額が高いことが背景として推察されます。

自己資金の金額別割合 対象数の回答割合(%)

就農時の自己資金 (万円)	作目 対象数	全体	水稻・畑作	野菜・施設	果樹	酪農	その他
		(100)	(12)	(51)	(10)	(18)	(9)
0～100	22	25	20	30	28	11	
101～200	16	25	20	0	0	33	
201～400	13	17	12	10	17	11	
401～500	11	0	12	0	17	22	
501～1,000	23	8	25	20	33	11	
1,000～2,000	12	25	10	30	6	0	
2,001万円以上	3	0	2	10	0	11	

出典：令和4年度新規参入者の就農実態に関するアンケート調査

22. 農地の価格は？

北海道の農地価格 (千円／10a)

総合振興局 および振興局名	令和5年価格		
	中田	中畠	中畠(%) ^{注3}
全道	238	114	100
空知	306	125	110
石狩	415	165	145
後志	181	132	116
胆振	330	191	168
日高	271	190	167
渡島	206	128	112
檜山	174	76	67
上川	207	72	63
留萌	147	46	40
宗谷	—	32	28
オホーツク	317	170	149
十勝	380	153	134
釧路	—	51	45
根室	—	49	43

出典1：北海道農業会議「令和5年田畠売買価格に関する調査結果」(令和6年3月)

出典2：全国農業会議「令和5年田畠売買価格等に関する調査結果(要旨)」(令和6年3月)

注1：中田(ちゅうでん)・中畠(ちゅうばた)とは、田や畠の中程度を意味します。

注2：価格は売買価格ではなく、推定価格であるため数字の抽出によって多少の差異が生じる。

注3：中畠(%)は北海道では全道を、全国では全国の農地価格を100とした%表示

注4：令和4年の平均賃借料は田が9,720円、畠が4,277円

参照「北海道における農地をめぐる情勢について」北海道農政部農業経営局農地調整課（令和5年7月）

全国の農地価格 (千円／10a)

ブロック	令和5年価格		
	中田	中畠	中畠(%) ^{注3}
全国	1,068	792	100
北海道	239	117	15
東北	498	300	38
関東	1,395	1,514	191
東海	2,025	1,790	226
北信	1,266	875	110
近畿	1,847	1,285	162
中国	668	398	50
四国	1,564	888	112
九州	763	531	67
沖縄	871	1,233	156

農業で使われる 単位

- 1町(ちょう) = 3,000坪 ÷ 100a(アール) = 1ha(ヘクタール) = 10,000m²
- 1反(たん) = 300坪 ÷ 10a(アール) = 1,000m²
- 1畝(せ) = 30坪 ÷ 1a(アール) = 100m²
- 1坪(つぼ) = 3.3m²
- 1間(けん) = 1.8m

三 法人が農業に参入するには？

法人が農業経営を目的として、農地の権利を取得（買ったり、借りたりすること）するためには、次の要件を満たすことが必要です。事前に農業委員会へご相談ください。

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様（農業委員会の許可が必要）
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 農地の貸借であれば、一般法人であっても可能

まずは 基本的な要件（個人と共通）を満たすこと

1. 農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

[※個人の場合は、上記1～2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要]

農地を所有したい

次に

農地を借りたい

1. 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社

2. 事業内容

主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]

3. 議決権

農業関係者が総議決権の過半を占めること

4. 役員

- 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
- 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

一般法人

（解除条件付き貸借であれば可能）

1. 貸借契約に解除条件が付されていること

解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること

農業の内容：農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

■ 実際の農地の確保についてはP26を参照ください。

■ 詳しくは、企業連携・農業法人化サポート室（P45）にお問い合わせください。

三四 相談できる催しは？

(1) 北海道新規就農・農業体験相談

～就農コーディネーターが個別相談をお受けします～（相談時間は約1時間）

当センターホームページの予約フォームよりお申込みください。

- 平日相談 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）受付時間 10:00～16:00

札幌会場

札幌の専用ブースで
相談できます



全国オンライン

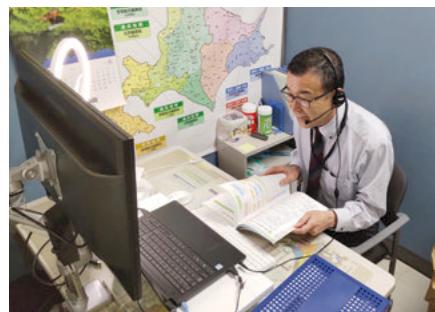
ZOOMで全国どこからでも
相談できます



- 土曜相談 受付時間 9:30～15:30

- 札幌会場 月2回
- 全国オンライン 月2回

[日程はHPでご確認ください](#)



(2) メール相談

当センターホームページの申し込みフォームより相談内容を送っていただければ、就農コーディネーターがメールでお応えします。



(3) 電話相談（ダイヤル：011-271-2255）

当センターへ電話をいただければ、就農コーディネーターが就農相談にお応えします。

平日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）受付時間：9:00～17:00

(4) 新規就農フェア

● 北海道新規就農フェア

道内の地域担い手育成センターがブースを出し、農業を仕事にするための情報を得られるイベントです。独立や就職に向けた具体的な道筋を見つけることができます（予約不要）。

〈開催予定〉札幌会場3回

● 新・農業人フェア（① 農業EXPO（主に独立就農）、② 農業就職・転職LIVE（主に雇用就農））

独立就農者・雇用就農者を増やすことを目的としたイベントです。全国各地の市町村や農業法人がブースを出し、直接、農業関係者から情報を収集することができます（予約不要）。

〈開催予定〉①②共に東京会場2回、大阪会場1回

● 北海道移住・交流フェア

北海道への移住を考えている方を対象に、道内の市町村・企業・団体がブースを出展し、受け入れ体制や暮らし相談に応じるイベントです（予約不要）。

〈開催予定〉東京会場1回、大阪会場1回



■ この他にも市町村などが独自の相談会を開催しています。

当センターのホームページ（お知らせコーナー）で紹介していますのでご覧ください。

三 畑を支援する組織はどこ？

(1) 各地域の支援組織

新規就農（独立就農）を希望する皆さんをサポートするために、多くの地域では、地域担い手育成センターが中心となって、地域の関係機関がチームを組んで、新規就農希望者を受け入れています。

ア. 地域担い手育成センター（連絡先はP47～49）

新規就農（独立就農）を希望する皆さんを、直接サポートしてくれる最も関わりの深い組織です。地域農業の特徴、就農条件、支援策、独自の就農プログラムなど、より具体的な農業体験や就農に係る相談を、個別面談によってサポートしてくれます。

地域担い手育成センターの多くは市町村（市役所・町村役場）が窓口ですが、農業委員会・農協・公社・機構が担っている地域もあります。

*道内市町村のホームページアクセス一覧はこちら



イ. 農業協同組合（農協、JA）（地図はP56～57）

営農全般の窓口で、資材、生産、販売、資金、経営など全てにおいて最も身近で頼りになる組織です。また、農業経営ばかりでなく、農村生活など地域経済に重要な役割を果たしています。新規就農希望者の体験や研修、独立就農の準備から就農後の営農まで親身になって支援してくれます。

*道内農協のホームページアクセス一覧はこちら



ウ. 農業委員会

市役所・町村役場に設置された行政委員会で、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が主な仕事です。新規参入するときに、農地のあっせんや農地を借りたり買ったりするときは、地元の農業委員会に相談しながら進めます。

*道内農業委員会の活動状況一覧はこちら



エ. 農業改良普及センター

全国にある都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属され、農業技術や経営に関する支援を、直接農業者に行ってています。北海道では、14の農業改良普及センター（本所）と30の支所を設置し、新規就農を目指して地域で研修する方や就農後の農業技術や経営のサポートを行っています。

*道内農業改良普及センターのホームページアクセス一覧はこちら



(2) 北海道全体の支援組織

ア. 北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）

北海道で農業を始めたい人（独立就農、雇用就農など）を対象に、就農までのプロセスや就農に必要な知識などを個別相談によってサポートし、各市町村の地域担い手育成センターなどと連携しながら道内各地域の農業体験や就農条件などの情報提供、紹介を行っています。北海道全域の就農相談窓口です。

イ. 北海道立農業大学校

明日の北海道農業を担う方々の学びの場で、親元就農や新規参入を目指す学生たちは、養成課程2年と研究課程2年で学んでいます。

一般研修では外部の受講生を対象に、新規参入者研修などが用意され、農業機械の操作や経営計画の作成など実践的な知識や技術を身に着けることができます。

〒089-3675

中川郡本別町西仙美里25番地1

TEL 0156-24-2700



240haのキャンパスと整備された施設

ウ. 花・野菜技術センター（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

北海道の気候や土壤にあった「品種」や「生産技術」の開発を行うとともに、「開かれた農業試験場」として、成果の迅速な普及定着や生産を担う人材の育成を目的に「北海道花き・野菜技術研修」を行っており、新規参入希望者も多数受講しています。技術習得のための研修機関です。

【専門技術研修】花き栽培、野菜栽培、土壌肥料、病害虫の4コース。研修期間1年以内で任意に設定。募集人員は各コース2名程度。

【総合技術研修】花きコース、野菜コースの2コース。研修期間6ヶ月間。募集人員10人

〒073-0026

滝川市東滝川1735番地

TEL 0125-28-2800



エ. 北海道農業会議

北海道農業会議は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、北海道知事から北海道農業委員会ネットワーク機構の指定を受けている一般社団法人で、各市町村で農地に関する事務を執行する「農業委員会」の道段階の組織として、「人と農地」に関する各種の活動を行っています。その中でも、農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に研修経費の一部を助成する「雇用就農資金」の受付窓口・問い合わせ先となっています。

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目23 北海道通信ビル5階

TEL 011-281-6761



オ. 企業連携・農業法人化サポート室

農業参入を検討されている企業の方の相談窓口です。農外から農業に参入しようとする場合、農地を取得するためには農地所有適格法人の要件を満たすことが必要です。また、農地を賃借する場合にも要件があります。お気軽に、お問い合わせください。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-206-7364

北海道農政部農業経営課内



力. 北海道有機農業研修受入生産者登録制度

北海道では、有機農業への参入・定着を促進するため、道内において有機農業を営む生産者で新規参入希望者の研修受入を希望する方々を「有機農業研修受入生産者」として登録し、これらの方々の営農情報や研修募集情報をホームページで公開しており、次のような情報を提供しています。研修を希望される方は、直接各生産者に連絡願います。

- ①生産者基本情報（農場名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス等）
- ②営農情報（有機栽培年数、栽培形態、経営面積、栽培作物、特徴的な技術）
- ③研修募集情報（受入時期、研修期間、研修時間、研修手当、宿泊施設、交通手段等）
- ④参考情報（当該地域での新規就農の可能性等）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111（内線27-662、27-658）

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課クリーン農業係



キ. 北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係

北海道の特用林産(きのこ栽培、木炭生産)に関する各種ご相談をお受けいたします。相談内容に応じた関係先を紹介させていただきます。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 直通TEL 011-204-5491

北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係



ク. 北海道森林整備担い手支援センター

林業に就業を希望する方を対象に、各地域の森林・林業の状況や林業事業体の業務内容、募集関係、労働条件等を提供します。

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル TEL 011-200-1381

北海道森林整備担い手支援センター



ケ. 北海道ふるさと移住定住推進センター「どさんこ交流テラス」

「北海道に住んでみたい」「暮らしたい」方の相談窓口が有楽町にあり、移住・交流相談員が、具体的な生活や仕事のことなど、これから新しい一步を踏み出すあなたのご相談に親身にお応えします。また、農家になるための相談会などの催しもあります。

〒100-0006

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8F

「ふるさと回帰支援センター」



営業時間 10:00~18:00 火~日

(定休:月・祝・夏期・冬期休業)



直通TEL 090-1541-0011

代表TEL 03-6273-4401

Eメール hokkaido1@furusatokaiki.net

●関連リンク 「北海道で暮らそう」



移住・交流相談員の皆さん

㉖ 地域担い手育成センターの連絡先はどこ？

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住所	TEL
空知	夕張市	夕張市	地域振興課	068-0492	夕張市本町4丁目2	0123-52-3124
	岩見沢市	岩見沢市	農務課	068-8686	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-35-4467
	美唄市	美唄市	農政課	072-8660	美唄市西3条南1丁目1-1	0126-63-0114
	芦別市	芦別市担い手育成総合支援協議会	農林課	075-8711	芦別市北1条東1丁目3	0124-27-7838
	赤平市	赤平市	農政課	079-1192	赤平市泉町4丁目1	0125-32-1842
	三笠市	三笠市	農林課	068-2192	三笠市幸町2	01267-2-3996
	滝川市	滝川市	農政課	073-8686	滝川市大町1丁目2-15	0125-28-8033
	砂川市	砂川市	農政課	073-0195	砂川市西7条北2丁目1-1	0125-74-8482
	深川市	深川市	農政課	074-8650	深川市2条17-17	0164-26-2255
	南幌町	南幌町	産業振興課	069-0292	空知郡南幌町栄町3丁目2-1	011-398-7151
	奈井江町	奈井江町	産業観光課	079-0392	空知郡奈井江町字奈井江11	0125-65-2118
	由仁町	由仁町	産業振興課	069-1292	夕張郡由仁町新光200	0123-83-2114
	長沼町	長沼町	産業振興課	069-1392	夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	0123-76-8018
	栗山町	栗山町	産業振興課	069-1512	夕張郡栗山町松風3丁目252	0123-73-2500
	月形町	月形町	農林建設課	061-0592	樺戸郡月形町1219	0126-53-2322
	浦臼町	浦臼町	産業課	061-0692	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2114
	新十津川町	(一財)ピンネ農業公社	管理課	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央5番地1	0125-72-2022
	妹背牛町	妹背牛町	農政課	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200	0164-32-3205
	秩父別町	秩父別町	産業課	078-2192	雨竜郡秩父別町4101	0164-33-2111
	雨竜町	雨竜町	産業建設課	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	0125-77-2213
	北竜町	北竜町	産業課	078-2512	雨竜郡北竜町字和11-1	0164-34-7032
	沼田町	沼田町	農業推進課	078-2202	雨竜郡沼田町南1条3丁目6-53	0164-35-2114
石狩	札幌市	札幌市	農業支援課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2416
	江別市	(公財)道央農業振興公社	江別担い手支援センター	067-0016	江別市6-8-1	011-391-0429
	千歳市	〒061-1356 恵庭市西島松41番2	千歳担い手支援センター	066-0035	千歳市高台5-1-15	0123-49-7061
	恵庭市	(恵庭市農業活性化支援センター内)	恵庭担い手支援センター	061-1352	恵庭市島松仲町2-10-14	0123-36-1298
	北広島市	TEL:0123-39-6057	北広島担い手支援センター	061-1121	北広島市中央1-2-1	011-372-0012
	石狩市	石狩市農業総合支援センター	農業総合支援センター	061-3361	石狩市八幡2丁目332-11	0133-66-3345
	当別町	北石狩農業協同組合	経済部 営農相談課	061-0295	石狩郡当別町錦町53番地57	0133-23-2552
後志	新篠津村	新篠津村農業協同組合	新篠津村農業振興センター	068-1193	石狩郡新篠津村第47線北13	0126-58-3611
	小樽市	小樽市	農林水産課	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
	島牧村	島牧村	企画産業課	048-0621	島牧郡島牧村字泊83-1	0136-75-6212
	寿都町	寿都町	産業振興課	048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140-1	0136-62-2602
	黒松内町	黒松内町	産業課	048-0192	寿都郡黒松内町字黒松内302-1	0136-72-3835
	蘭越町	蘭越町	農林水産課	048-1392	磯谷郡蘭越町蘭越町258-5	0136-55-6517
	二セコ町	二セコ町	農政課	048-1595	虻田郡二セコ町字富土見55	0136-44-2121
	真狩村	真狩村	産業課	048-1631	虻田郡真狩村字真狩118	0136-45-3615
	留寿都村	留寿都村	農林課	048-1731	虻田郡留寿都村字留寿都175	0136-55-5253
	喜茂別町	喜茂別町	農林課	044-0292	虻田郡喜茂別町字喜茂別123	0136-33-2211
	京極町	京極町	産業課	044-0101	虻田郡京極町字京極527	0136-42-2111
	俱知安町	俱知安町	農林課	044-0001	虻田郡俱知安町北1条東3丁目3	0136-56-8010
	共和町	共和町	共和町農業開発センター	045-0123	岩内郡共和町宮丘184番地11	0135-74-3925
	岩内町	岩内町	水産農林課	045-8555	岩内郡岩内町字高台134番地1	0135-67-7096
	積丹町	積丹町	農林水産課	046-0292	積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5	0135-44-3382
	古平町	古平町	産業課	046-0192	古平郡古平町大字浜町50	0135-48-9840
	仁木町	仁木町	産業課	048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36-1	0135-32-2515
	余市町	余市町農業委員会	事務局	046-8546	余市郡余市町朝日町26	0135-21-2135
	赤井川村	赤井川村農業委員会	事務局	046-0592	余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-48-6276
胆振	室蘭市	室蘭市	農水産課	051-8511	室蘭市幸町1-2	0143-22-1118
	苫小牧市	苫小牧市	農業水産振興課	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5-6	0144-32-6452
	登別市	登別市	農林水産グループ	059-0012	劉市中央4丁目11番1号 劉市中央ショッピングセンターA-2F	0143-85-2321
	伊達市	伊達市	農務課	052-0024	伊達市鹿島町20-1	0142-82-3201
	豊浦町	豊浦町	農林課	049-5492	虻田郡豊浦町字船見町10	0142-83-1410
	壯瞥町	壮瞥町	産業振興課	052-0101	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7	0142-66-2124
	白老町	白老町	農林水産課	059-0995	白老郡白老町大町1丁目1-1	0144-82-6491

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住所	TEL
胆振	厚真町	厚真町	産業経済課	059-1692	勇払郡厚真町京町120	0145-27-2419
	洞爺湖町	洞爺湖町	経済部 農業振興課	049-5802	虻田郡洞爺湖町洞爺町132	0142-82-5111
	安平町	安平町	産業振興課	059-1595	勇払郡安平町早来大町95番地	0145-22-2515
日高	むかわ町	むかわ町地域担い手育成センター		054-0051	勇払郡むかわ町文京2丁目2番地1	0145-42-5588
	日高町	日高町	産業課	059-2192	沙流郡日高町門別本町210番地の1	01456-2-6185
	平取町	平取町	農業支援センター	055-0107	沙流郡平取町本町40-1 JAびらとり資材センター2F	01457-2-2383
	新冠町	新冠町	産業課	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	0146-47-2183
	浦河町	浦河町	産業課	057-8511	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	0146-26-9016
	様似町	様似町	産業課	058-8501	様似郡様似町大通1丁目21	0146-36-2113
	えりも町	えりも町	産業振興課	058-0292	幌泉郡えりも町字本町206	01466-2-4623
渡島	新ひだか町	新ひだか町	農政課	059-3195	日高郡新ひだか町三石本町212番地	0146-33-2113
	函館市	函館市	農林水産部農務課	040-8666	函館市東雲町4-13	0138-21-3342
	北斗市	北斗市	経済部農林課	041-1201	北斗市本町1丁目1番1号	0138-77-8811
	松前町	松前町	農林畜産課	049-1592	松前郡松前町字福山248番地1	0139-42-2275
	福島町	福島町	産業課	049-1392	松前郡福島町字福島820	0139-47-3002
	知内町	知内町	農業水産振興課	049-1103	上磯郡知内町字重内21-1	01392-5-6161
	木古内町	木古内町	産業経済課	049-0422	上磯郡木古内町字本町218	01392-2-3131
	七飯町	七飯町	農林水産課	041-1192	亀田郡七飯町本町6丁目1-1	0138-65-5793
	森町	森町	農林課	049-2393	茅部郡森町字御幸町144-1	01374-7-1086
	八雲町	八雲町	農林課	049-3192	二海郡八雲町住初町138	0137-62-2203
	長万部町	長万部町	産業振興課	049-3592	山越郡長万部町字長万部453-1	01377-2-2191
檜山	江差町	江差町	産業振興課	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193-1	0139-52-6717
	上ノ国町	上ノ国町	農林課	049-0698	桧山郡上ノ国町大留100	0139-55-2311
	厚沢部町	厚沢部町	農林課	043-1113	桧山郡厚沢部町新町207	0139-64-3314
	乙部町	乙部町	産業課	043-0103	爾志郡乙部町字線町388	0139-62-2871
	奥尻町	奥尻町	産業振興課	043-1498	奥尻郡奥尻町字奥尻428-2	01397-2-3406
	今金町	今金町	農林振興課	049-4393	瀬棚郡今金町字今金48-1	0137-82-0111
	せたな町	せたな町	農林水産課	049-4592	久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	0137-84-5111
上川	旭川市	旭川市	農政課	070-8525	旭川市7条通10丁目旭川市役所第二庁舎5階	0166-25-7417
	名寄市	名寄市	経済部	098-0507	名寄市風連町西町196番地1	01655-3-2511
	富良野市	(一財)富良野市農業担い手育成機構		079-1582	富良野市字山部東21線12番地	0167-42-2882
	士別市	士別市	農業振興課	095-8686	士別市東6条4丁目1	0165-26-7030
	鷹栖町	鷹栖町	産業振興課	071-1292	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1	0166-74-3582
	東神楽町	東神楽町	産業振興課	071-1592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2	0166-83-2114
	当麻町	当麻町	農林業振興課	078-1314	上川郡当麻町4条東3丁目4-63	0166-84-2123
	比布町	比布町	農林課	078-0392	上川郡比布町北町1丁目2番1号	0166-85-4805
	愛別町	愛別町	産業振興課	078-1492	上川郡愛別町字本町179	01658-6-5114
	上川町	上川町	産業経済課	078-1753	上川郡上川町南町180	01658-2-4057
	東川町	東川町	農業振興課	071-1492	上川郡東川町東町1丁目16-1	0166-82-2111
	美瑛町	(一財)美瑛町農業振興機構		071-0207	上川郡美瑛町中町2丁目6-32	0166-92-2855
	上富良野町	上富良野町	農業振興課	071-0544	空知郡上富良野町栄町2丁目2-45	0167-45-6984
	中富良野町	中富良野町	農林課	071-0795	空知郡中富良野町本町9番1号	0167-44-2106
	南富良野町	南富良野町	産業課農業政策室	079-2402	空知郡南富良野町字幾寅867	0167-52-2178
	占冠村	占冠村	農林課	079-2201	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2174
	和寒町	和寒町地域担い手育成センター	農業活性化センター農想塾	098-0101	上川郡和寒町宇ノ出4番地	0165-32-2010
	剣淵町	剣淵町	農林課	098-0338	上川郡剣淵町仲町3番8号	0165-34-3311
	下川町	下川町	産業振興課	098-1206	上川郡下川町幸町63番地	01655-4-2401
	美深町	美深町	農務課	098-2252	中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1641
	音威子府村	音威子府村	経済課	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府444-1	01656-5-3313
	中川町	中川町	農林課	098-2802	中川郡中川町字中川337	01656-7-2816
	幌加内町	幌加内町	産業課	074-0492	雨竜郡幌加内町字幌加内4699	0165-35-2122
留萌	留萌市	留萌市	農林水産課	077-8601	留萌市幸町1丁目11	0164-42-1837
	増毛町	増毛町	農林水産課	077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目61	0164-53-1117
	小平町	小平町	経済課	078-3392	留萌郡小平町字小平町216	0164-56-2111
	苦前町	苦前町	農林水産課	078-3792	苦前郡苦前町字旭37-1	0164-64-2314
	羽幌町	羽幌町	農林水産課	078-4198	苦前郡羽幌町南町1-1	0164-68-7008
	初山別村	初山別村	経済課	078-4492	苦前郡初山別村字初山別96-1	0164-67-2211
	遠別町	遠別町	経済課	098-3543	天塩郡遠別町字本町3丁目37	01632-7-2146
	天塩町	天塩町	農林水産課	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目	01362-9-7767

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住所	TEL
宗谷	稚内市	稚内市	農政課	097-8686	稚内市中央3丁目13-15	0162-23-6481
	猿払村	猿払村	産業課	098-6232	宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1	01635-2-3134
	浜頓別町	浜頓別町農業委員会		098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	01634-2-2373
	中頓別町	中頓別町	産業課	098-5595	枝幸郡中頓別町字中頓別172-6	01634-8-7662
	枝幸町	枝幸町	農林課	098-5892	枝幸郡枝幸町本町916	0163-62-1359
	豊富町	豊富町農業委員会・豊富町農林水産課		098-4110	天塩郡豊富町大通り6丁目	0162-73-1352
	礼文町	礼文町	建設課	097-1201	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558-5	01638-6-1001
	利尻町	利尻町	建設課	097-0401	利尻郡利尻町沓形字線町14-1	0163-84-2345
	利尻富士町	利尻富士町	建設課	097-0101	利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6	0163-82-2511
	幌延町	幌延町酪農担い手育成センター	産業建設課	098-3207	天塩郡幌延町宮園町1番地1	01632-5-1115
オホーツク	北見市	北見市	農政課	090-8501	北見市大通西3丁目1番地1	0157-25-1142
	網走市	網走市	農林課	093-8555	網走市南5条東1丁目10番地	0152-67-5453
	紋別市	紋別市	農政林務課	094-8707	紋別市幸町2丁目1-18	0158-24-2111
	美幌町	美幌みらい農業センター	経済部みらい農業課	092-0030	網走郡美幌町字美富29番地の1	0152-75-2324
	津別町	津別町	産業振興課	092-0292	網走郡津別町字幸町41番地	0152-77-8384
	斜里町	斜里町	農務課	099-4192	斜里郡斜里町本町12番地	0152-26-8373
	清里町	清里町	産業振興課	099-4492	斜里郡清里町羽衣町13	0152-25-2153
	小清水町	小清水町	産業課	099-3698	斜里郡小清水町元町2丁目1番1号	0152-62-4474
	訓子府町	訓子府町	農林商工課	099-1498	常呂郡訓子府町東町398	0157-47-2116
	置戸町	置戸町農業委員会	事務局	099-1100	常呂郡置戸町字置戸181	0157-52-3361
	佐呂間町	佐呂間町	農務課	093-0592	常呂郡佐呂間町字永代町3-1	01587-2-1209
	遠軽町	遠軽町	農政林務課	099-0492	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1-1	0158-42-4816
	湧別町	湧別町	農政課	099-6592	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318	01586-2-5861
	滝上町	滝上町	農林建設課	099-5692	紋別郡滝上町字滝上/上市街地4条通2丁目1番地	0158-29-2111
	興部町	北才ホーツク農業協同組合	営農部担い手対策課	098-1601	紋別郡興部町字興部518番地	0158-82-2101
	西興部村	西興部村	産業建設課	098-1501	紋別郡西興部村字西興部100	01588-7-2111
	雄武町	雄武町	産業振興課	098-1792	紋別郡雄武町字雄武700	0158-84-2121
	大空町	大空町	産業課	099-2392	網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号	0152-74-2111
十勝	帯広市	帯広市	農政課	089-1182	帯広市川西町基線61	0155-59-2323
	音更町	音更町	農政課	080-0198	河東郡音更町元町2	0155-42-2111
	士幌町	士幌町	産業振興課	080-1292	河東郡士幌町字土幌225	01564-5-5220
	上士幌町	上士幌町	農林課	080-1492	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-4292
	鹿追町	鹿追町	農業振興課	081-0292	河東郡鹿追町東町1丁目15-1	0156-66-4035
	新得町	新得町	産業課	081-8501	上川郡新得町3条南4丁目26	0156-64-0525
	清水町	清水町	農林課	089-0192	上川郡清水町南4条2丁目2番地	0156-62-2112
	芽室町	芽室町	農林課	082-8651	河西郡芽室町東2条2丁目14	0155-62-9725
	中札内村	中札内村	産業課	089-1392	河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1	0155-67-2495
	更別村	更別村	産業課	089-1595	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2115
	大樹町	大樹町	農林水産課	089-2195	広尾郡大樹町東本通33	01558-6-2115
	広尾町	広尾町	農林課	089-2692	広尾郡広尾町西4条7丁目1番	01558-2-0179
	幕別町	(公財)幕別町農業振興公社		089-0627	中川郡幕別町字新和162-128	0155-57-2711
	池田町	池田町	農林課	083-8650	中川郡池田町西1条7丁目11	015-572-3118
	豊頃町	豊頃町	産業課	089-5392	中川郡豊頃町茂岩本町125	015-574-2217
釧路	本別町	本別町	農林課	089-3392	中川郡本別町北2丁目4-1	0156-22-8126
	足寄町	足寄町	経済課	089-3797	足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1	0156-28-3861
	陸別町	陸別町	産業振興課	089-4311	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1	0156-27-2141
	浦幌町	浦幌町	産業課	089-5692	十勝郡浦幌町字桜町15-6	015-576-2181
	釧路市	釧路市	農林課	085-8505	釧路市黒金町7丁目5番地	0154-31-2552
	釧路町	釧路町	農林水産課	088-0692	釧路郡釧路町別保1丁目1	0154-62-2192
	厚岸町	厚岸町農業委員会	事務局	088-1192	厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地	0153-52-3131
根室	浜中町	浜中町(茶内支所)	農林課	088-1363	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2186
	標茶町	標茶町	農林課	088-2312	川上郡標茶町川上4丁目2番地	015-485-2111
	弟子屈町	弟子屈町	農林課	088-3292	川上郡弟子屈町中央2丁目3-1	015-482-2936
	鶴居村	鶴居村	産業振興課	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	0154-64-2114
	白糠町	白糠町	経済課	088-0392	白糠郡白糠町西1条南1丁目1-1	01547-2-2171
	根室市	根室市	農林課	087-8711	根室市常盤町2丁目27	0153-23-6111
	別海町	別海町	農政課	086-0205	野付郡別海町別海常盤町280	0153-74-9251
中標津町	中標津町	中標津町	農林課	086-1197	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	0153-74-0492
	標津町	標津町	農林課	086-1632	標津郡標津町北2条西1丁目1-3	0153-85-7244
	羅臼町	羅臼町	産業創生課	086-1892	目梨郡羅臼町栄町100-83	0153-87-2128

E7. 北海道の交通網は？

(1) 鉄道路線図

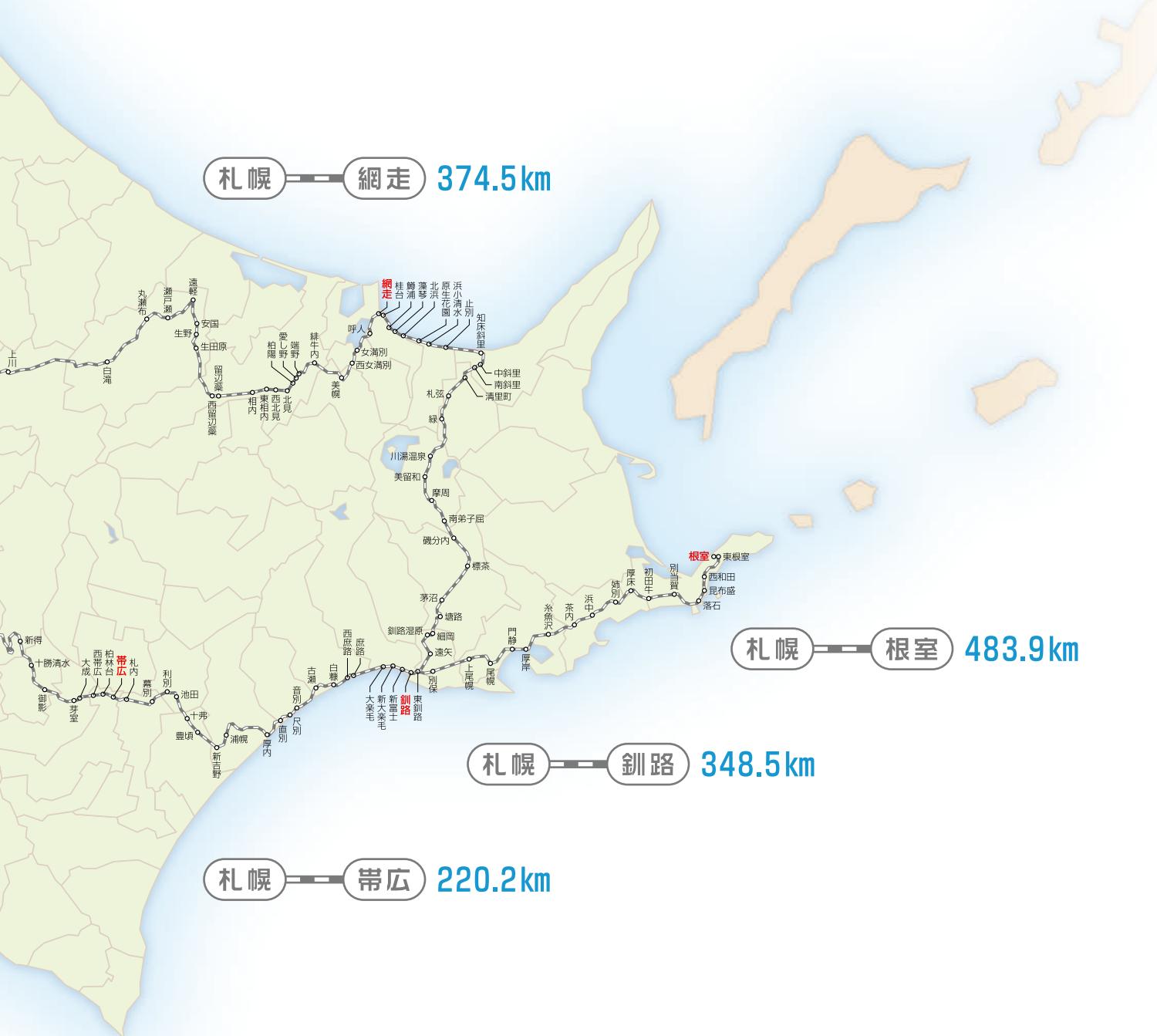
JR北海道(列車運行情報)



札幌 → 稚内 396.2km

札幌 → 旭川 136.8km

札幌 → 函館 318.7km



(2) 空港及び高速道路路線図

利尻空港
(フライト情報)

利尻空港



旭川空港



丘珠空港



奥尻空港



函館空港



稚内空港



オホーツク紋別空港



女満別空港



根室中標津空港



たんちょう釧路空港



とかち帯広空港



28 市町村や農協の場所はどこ？

(1) 市町村地図

179市町村 (35市・129町・15村)

るもいしんこうきょく **留萌振興局**(8市町村)

- | | |
|----------|--------------|
| 留萌市(るもい) | 羽幌町(はぼろ) |
| 増毛町(ましけ) | 初山別村(しょさんべつ) |
| 小平町(おひら) | 遠別町(えんべつ) |
| 苫前町(とまえ) | 天塩町(てしお) |

いしかりしんこうきょく **石狩振興局**(8市町村)

- | | |
|-----------|--------------|
| 札幌市(さっぽろ) | 北広島市(きたひろしま) |
| 江別市(えべつ) | 石狩市(いしかり) |
| 千歳市(ちとせ) | 当別町(とうべつ) |
| 恵庭市(えにわ) | 新篠津村(しんしのつ) |

しりべしそうこうしんこうきょく
後志総合振興局 (20市町村)

- | | |
|--------------|-------------|
| 小樽市(おたる) | 俱知安町(くっちゃん) |
| 島牧村(しままき) | 共和町(きょうわ) |
| 寿都町(すつ) | 岩内町(いわない) |
| 黒松内町(くろまつない) | 泊村(とまり) |
| 蘭越町(らんこし) | 神恵内村(かめいない) |
| ニセコ町(にせこ) | 積丹町(しゃこたん) |
| 真狩村(まっかり) | 古平町(ふるひら) |
| 留寿都村(るすつ) | 仁木町(にき) |
| 喜茂別町(きもべつ) | 余市町(よいち) |
| 京極町(きょうごく) | 赤井川村(あかいがわ) |

おしまそうこうしんこうきょく 渡島総合振興局(11市町)

- | | |
|-------------|--------------|
| 函館市(はこだて) | 七飯町(ななえ) |
| 北斗市(ほくと) | 鹿部町(しかべ) |
| 松前町(まつまえ) | 森町(もり) |
| 福島町(ふくしま) | 八雲町(やくも) |
| 知内町(じうちち) | 長万部町(おしゃまんべ) |
| 木古内町(きこないち) | |

ひやましんこうきょく
檜山振興局(7町)

- 江差町(えさし) 奥尻町(おくしり)
上ノ国町(かみのくに) 今金町(いまかね)
厚沢部町(あっさぶ) せたな町(せたな)
乙部町(おとべ)

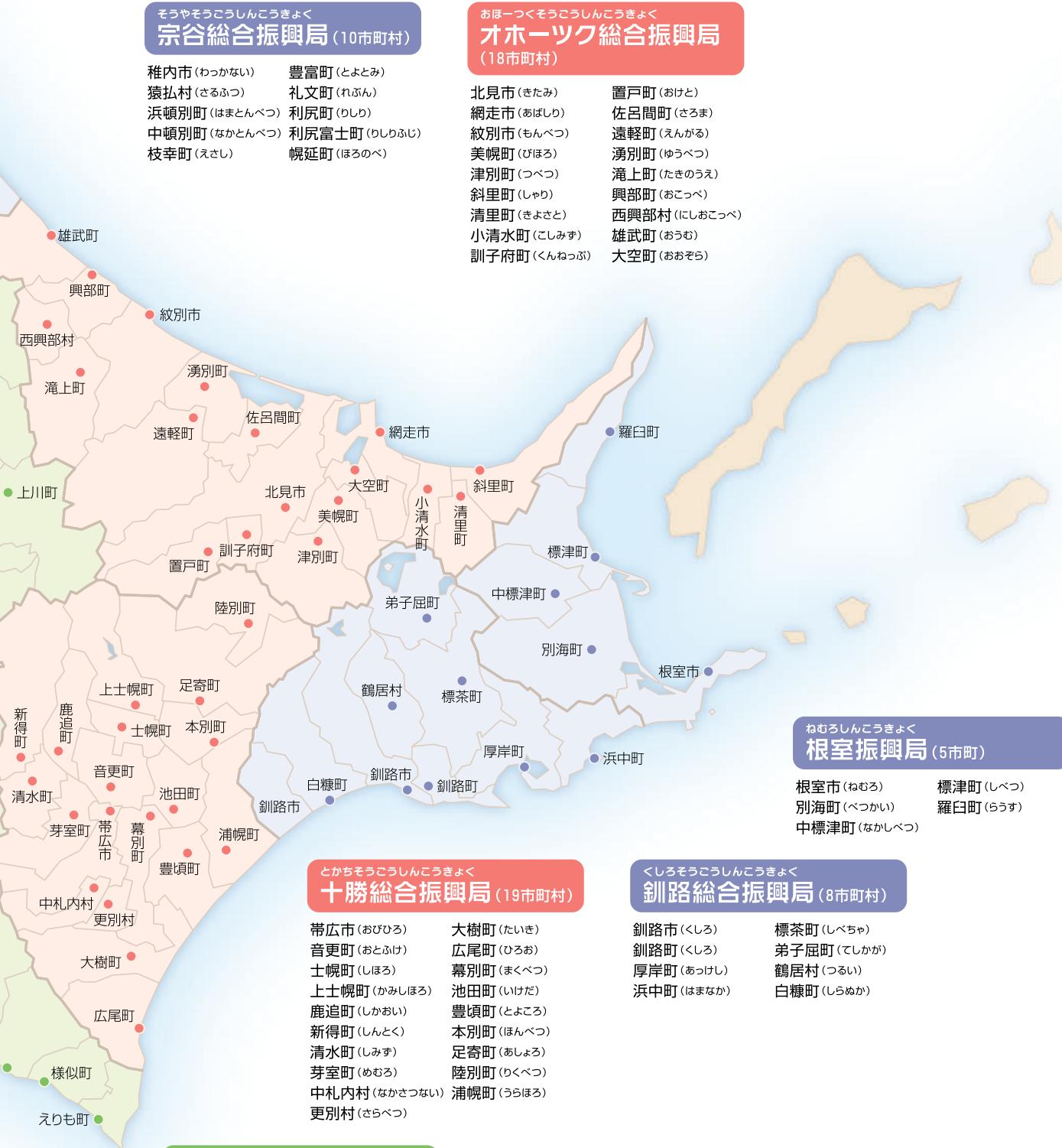
かみかわそうこうしんこうきょく **上川総合振興局**(23市町村)

- | | |
|--------------|------------------|
| 旭川市(あさひかわ) | 上富良野町(かみふらの) |
| 士別市(しべつ) | 中富良野町(なかふらの) |
| 名寄市(なよろ) | 南富良野町(みなみふらの) |
| 富良野市(ふらの) | 占冠村(しむかっぷ) |
| 鷹栖町(たかす) | 和寒町(わっさむ) |
| 東神楽町(ひがしかぐら) | 剣淵町(けんぶち) |
| 当麻町(とうま) | 下川町(しもかわ) |
| 比布町(ひぶつ) | 美深町(びふか) |
| 愛別町(あいべつ) | 音威子府村(おといねふくらむら) |
| 上川町(かみかわ) | 中川町(なかがわ) |
| 東川町(ひがしかわ) | 幌加内町(ほろかない) |
| 美瑛町(びえい) | |

そらちそうこうしんこうきょく 空知総合振興局(24市町)

- | | |
|-------------|---------------|
| 夕張市(ゆうばり) | 上砂川町(かみすながわ) |
| 岩見沢市(いわみざわ) | 由仁町(ゆに) |
| 美唄市(びばい) | 長沼町(ながぬま) |
| 芦別市(あしべつ) | 栗山町(くりやま) |
| 赤平市(あかひら) | 月形町(つきがた) |
| 三笠市(みかさ) | 浦臼町(うらうす) |
| 滝川市(たきかわ) | 新十津川町(しんとつかわ) |
| 砂川市(すながわ) | 妹背牛町(めうせう) |
| 歌志内市(うたしない) | 秩父別町(ちっぷべつ) |
| 深川市(ふかがわ) | 雨竜町(うりゅう) |
| 南幌町(なんぽろ) | 北竜町(ほくりゅう) |
| 奈井江町(ないえ) | 沼田町(ぬまた) |





(2) 農協地図





案 内 図



公益財団法人 北海道農業公社 北海道農業担い手育成センター

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地(北海道通信ビル6階) TEL. 011-271-2255 FAX. 011-271-3776

URL ● <https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>

農業をはじめるサイト で 検索



新規就農のためのガイドブック
毎年春に更新
(QRコードからご覧ください)

